

第三百三回 参議院 商工委員会 會議録 第三号

昭和六十年十一月二十六日(火曜日)

午前十時九分開会

委員の異動

十一月二十一日

橋本 敦君

十一月二十二日

辞任 秀男君

伏見 康治君

補欠選任 市川 正一君

補欠選任 赤羽 隆夫君

補欠選任 児玉 幸治君

補欠選任 鎌田 吉郎君

補欠選任 等々力 達君

補欠選任 野々内 隆君

補欠選任 逢坂 国一君

補欠選任 山本 幸助君

補欠選任 広海 正光君

補欠選任 野村 静二君

補欠選任 稲葉 威雄君

補欠選任 金野 俊美君

補欠選任 西方 俊平君

補欠選任 三井 康壽君

補欠選任 杉谷 洸大君

補欠選任 岩本 政光君

補欠選任 沖 外夫君

補欠選任 佐藤栄佐久君

補欠選任 斎藤栄三郎君

補欠選任 杉元 恒雄君

補欠選任 降矢 敬義君

補欠選任 松尾 官平君

補欠選任 梶原 敬義君

補欠選任 田代富士男君

補欠選任 井上 計君

補欠選任 木本平八郎君

補欠選任 村田敬次郎君

補欠選任 出席者は左のとおり。

委員長 理事

経済企画庁調整局長

通商産業大臣官房長

通商産業大臣官房総務審議官

工業技術院長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁公益事業部長

中小企業庁計画部長

事務局長

常任委員会専門員

説明員

法務大臣官房審議官

大蔵省証券局長

本市場課長

大蔵省証券局長

通市場課長

建設省住宅局長

住宅課長

建設省住宅局長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

赤羽 隆夫君

児玉 幸治君

鎌田 吉郎君

等々力 達君

野々内 隆君

逢坂 国一君

山本 幸助君

広海 正光君

野村 静二君

稲葉 威雄君

金野 俊美君

西方 俊平君

三井 康壽君

杉谷 洸大君

岩本 政光君

沖 外夫君

佐藤栄佐久君

斎藤栄三郎君

杉元 恒雄君

降矢 敬義君

松尾 官平君

梶原 敬義君

田代富士男君

井上 計君

木本平八郎君

村田敬次郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

説明員

法務大臣官房審議官

大蔵省証券局長

本市場課長

大蔵省証券局長

通市場課長

建設省住宅局長

住宅課長

住宅課長

住宅課長

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十一月二十一日、橋本敦君が、また、翌二十一日、矢原秀男君が委員を辞任され、その補欠として市川正一君及び伏見康治君が選任されました。

○委員長(下条進一郎君) 次に、理事の補欠選任についてお語りいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めます。 それでは、理事に市川正一君を指名いたします。

○委員長(下条進一郎君) 一般電気事業者に及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員(長) 本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○委員(長) 質疑のある方は順次御発言願います。

○福間知之君 今回の法改正における一つの大きな特徴というものは、法律の名前及び該当条文を変更しまして、ガス会社を適用除外にすることとしてあることとあります。その結果、ガス会社についてはこの法律の適用を外しまして、社債発行限度暫定措置法いわゆる商法特例法の第一条に定める二倍の限度に戻すことになるわけであり、

ところが、ガス会社については、もともとこの法律でも社債の発行限度額はいわゆる自己資本の二倍と定められておるわけでありまして、いわゆる

商法特例法の限度と同じであったわけですが。この点、過去十年間におきましても、ガス会社の設備投資額及び社債の発行額につきまして、具体的にどういふふうな設備を増設、建設したのかというところも含めて、当局の御説明を求めます。

○政府委員(山本幸助君) お答え申し上げます。 ガス会社は現在全部で二百四十八社でございますが、このガス会社全体の過去の十一年間の設備投資の総額を見ますと、約二兆九千億円でございます。また、同じ期間中に社債を発行したガス会社は七社でございます、その発行総額は約二千四百億円でございます。

設備投資の内訳を申し上げますと、製造設備は七千二百億円、供給設備が一兆九千五百億円、そしてその他のいわゆる業務設備が二千三百億円でございます。

さらに、設備投資の具体的内容を若干見てみますと、大手の業者について見ますと、LNGの導入に伴う工場の建設、整備というのが大きゅうございまして、例えば東京ガスの場合の袖ヶ浦の工場とか、大阪ガスの場合の泉北工場等がございまして、それからさらには輸送幹線の整備が中心になっておりました、また地方のガス業者につきましても、基本的には導管網の整備に係る投資が中心となっておるわけでございます。

○福間知之君 ただいまの御説明で大体実情はわかっただけでございます、というところは、結果として将来に対する判断をかなりこれで、ガス会社の場合、例えば電力に比べてみてそれほど大きな投資を必要としないと、そういうふうな考えかたによりに受け取るわけでございますが、今後とも発行倍率二倍ということであるわけですから、さらに今から十年間の設備投資予想所要額というふうなものがあるいは社債の発行必要額というふうなものについてのお見通しはどう持っておられますか。

○委員長(下条進一郎君) 本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○一般電気事業者に及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

第九部 商工委員会會議録第三号 昭和六十年十一月二十六日【参議院】

四六〇

○政府委員(山本幸助君) お答え申し上げます。

今後のガス事業会社の設備投資の動向でございますが、まず第一に、LNG関連につきましては、大手の一般のガス事業会社は主要な設備投資を終えておりまして、ただ当分の間はそれに関連する設備投資が続くものというふうに考えております。

それから第二に、中小ガス事業会社におきましては今後LNGの導入が進みます。それに伴いまして新設の設備投資の増大が見込まれるわけでございます。さらに、将来の需要増に対応した投資とか、あるいは保安対策の関連投資の増加も見込まれるというところでございます。こうした情勢を総合的に勘案いたしますと、ほぼ現在のような状態で投資水準が進むものというふうに私も考えております。

現在私もがとっております供給計画によつて見ますと、六十一年度から六十五年までの五年間設備投資の総額は一兆二千二百億円となっております。またその期間中に社債の発行を計画しているのは六社でございます。その総額は約一千億円というところでございます。

さらにその後の五年間につきましては、現在まだ確たる設備投資の計画をとっておりませんけれども、ほぼ今後五年間と同じような状況で進むと見ておりますので、先ほど申し上げました六十一年から六十五年までの数字の約二倍ぐらいが今後の十年間の状況かというふうに考えております。

○福間知之君 それは内部留保金なりあるいはまた今度の二倍の発行限度額内の社債の発行で賄えるか、こういう判断をしてよろしゅうございませうか。

○政府委員(山本幸助君) そのとおりでございます。現在、最高の会社で一・四倍でございますけれども、まあほぼその程度で推移するものと見ております。

○福間知之君 次に、電力会社について質問を申し上げます。

電力会社につきましては、今後当分の間の社債発行限度額、いわゆる自己資本、正確には「資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいづれか少ない額の六倍」としておるわけですが、根拠となる設備投資所要額あるいは社債発行所要額の今後十年間の見込みについて御説明を願いたいと思っております。

○政府委員(山本幸助君) 電力会社につきましては、今後十年間、昭和六十一年から七十年ということで見てみますと、設備投資額は、電源設備に十八兆五千億円、それから流通設備等いわゆる非電源設備で二十七兆三千億円というところで、合計四十五兆八千億円ぐらいということで見込んでおります。そのうち社債につきましては、十一兆四千億円調達するというところでございます。

なお、発行額といたしましては二十兆五千億円ぐらい発行するだろう。それによりまして実際の調達額、すなわち返済分を差し引いた調達額が十一兆四千億円というふうに見込んでおります。

○福間知之君 今後十年間のGNPの伸び率を政府は平均四%と見まして、電力需要の対GNP弾性値を〇・七五と仮定した場合、今後十年間の電力需要の伸び率を平均二・八%水準に見ておるようであります。この設備投資計画につきましては後ほどまた改めて聞きますが、昭和七十一年以降は社債発行の倍率が六倍を超えるのか超えないのか、あるいは横ばい、あるいはむしろ低下に向かうのか、どのように予想されておりますか。

○政府委員(山本幸助君) 昭和七十一年度以降という問題になりますと、私どもの現在の知見で明確に見通すのはなかなか困難な問題でございます。しかし、一つは石油代替電源、すなわち原子力あるいは石炭等々の導入やあるいはいわゆる供給信頼性向上のための投資、すなわち停電がないように、あるいは停電が起った場合に早期に回復するようにということ、いわゆる送電線・配電線の整備をいたしておりますが、そういった関係の設備投資、これが現在非常に多うございませう。

す。しかし、これにつきましては伸びは次第に鈍化してくるだろうというところでございまして、そういう意味では、所要資金の中で減価償却を中心とした内部留保の割合が次第にふえてくるだろうと見ております。

○福間知之君 七十年以降は設備なり社債なりの必要性が低下するとうふうなお話し承りました。これは、今のお話からすると、実は当分の間といつても、それは十年以内、もっと早目にこれは改正をできるんじゃないかと、こういう含意が、含みがあるのかどうか。七十一年以降の見通しという十年間といふこと、時限立法として明確にする方がいんじゃないか。こういう考えも一面あるんですが、いかがですか。

○政府委員(山本幸助君) 今回のこの法律の改正案で、当分の間といたしました理由は二つございまして、その第一は、実は現在の特例法の内容につきましては、商法二百九十七条の原則に対する特例といふことでできたわけでございますけれども、実はこの特例法ができた後、昭和五十二年に社債発行限度暫定措置法という法律ができました。これはすべての会社につきまして、商法二百九十七条の規定の例外として、現在商法では社債の発行限度は資本金プラス準備金の限度までとなっておりますが、これを二倍までよろしいというところで、すべての会社について認めたわけでございませう。

○福間知之君 この社債発行限度暫定措置法は、当分の間というところで措置がなされております。その理由は、商法二百九十七条自体についてこれを見直す必要があるのではないか。こうした社債発行限度の規制が必要かどうかということについて大変議論がございまして、そうしたもとなる商法二百九十七

条の改正を検討して、その帰趨を見るまでの間ということ、当分の間とされているわけでございませう。

○福間知之君 今回のこの電気事業会社の社債特例法を改正するに当たりましては、ただいま申し上げました社債発行限度暫定措置法と同じ趣旨によりまして、これを当分の間、すなわち商法二百九十七条の規定そのものの見直しは今後予想されますので、その帰趨がわかるまでの間ということ、当分の間としたわけでございませう。

それからも一つは、先ほど同じように、やはり今後予想される電力事業の非常に大きな設備投資というものも一巡するだろうというところで、それを資金需要も一巡するだろうというところで、それを含めまして当分の間といたしたわけでございませうが、そういう意味では、この二つの理由によりまして、当分の間といたしたわけでございませう。

○福間知之君 その実際の期待というか希望というか、実際は十年はこのままで行く必要はないと、こういうふうな気持ちがおありなのかどうか。ちよっとそこらに疑問があるんですが。

○政府委員(山本幸助君) 私も、実はこの商法二百九十七条の見直しはどのぐらいのテンポで行われるか、所管でございませぬのははっきりわかりませんが、かなり早い機会に見直しが行われるのではないかと、先ほど申し上げました設備投資の一巡による資金需要の一巡というものが早めに参りますれば、当然これはこの法律自体も見直すというところになると思っております。

○福間知之君 法務当局のこれは長年の懸案でありましたが、ちよっとおかれておられますので、ほかの法律案の改正が先に進んでいるという事情も聞いておりますから、早めにひとつ諸外国並みに改正をする、あるいは現状に合った改正に持つていって、もうとうとうとを期待したいものだとおっしゃるところです。

次に、資金計画につきまして、今後十年間の増資手取り額が、総工事資金の1%というふうに見ていただけますけれども、これでは自己資本比率が低くなり過ぎないだろうか。現在、自己資本比率はほぼ一五%程度と承知していますが、十年後にはそれが一〇%ぐらいになるんじゃないかと予想されます。そこで、この増資の場合この社債発行の場合との資金調達コストの違いを含めてどうはじておられますか。

○政府委員(山本幸助君) まず増資の場合でございますが、増資の場合には資金コストといたしましては約二〇%ぐらいというふうに考えております。これは配当の分と、それにかかる法人税その他の税金を足しますと約二〇%ぐらいというふうに見ております。一方、社債あるいは借入れの場合には約七%ぐらいというふうに考えられております。

実は電力業界全体を見ますと、非常に資本規模が大きゅうございまして、現在五十九年度末で、九社で二兆四千億円。一番大きい東京電力では六千五百億円ということで、非常に資本金が大きゅうございまして、それにさらに配当負担が加わりますと、非常に膨大な配当のための資金が必要となるわけでございます。そういうことで、余りハイペースの増資は難しいということでございます。

他方、他人資本につきましては、社債と借入れでございまして、社債の場合にはある程度大きなロットで借りられる、さらにある程度長期的な安定した資金である、俗に純自己資本としておりますが、そういう意味で外部資本としては社債というものはやはりかなりの割合で依存することが必要というふうな考えでございまして、

○福間知之君 増資の場合に、約一九%から二〇%、配当やら法人税、地方税入れてそらだというふうにお話がありましたけれども、社債の場合は七%ぐらいですか、一〇%ぐらいいいかないんですか。それはそれでちょっとつけ加えてもらえない

いんですけれども。

それから現在最も倍率の高い会社の場合、自己資本比率が十年後にそれはどうなるのか、一〇%以上たっているのかどうか。私先ほど言ったように、一五%が一〇%以下がるんじゃないか、あるいはまたそれ以下になるんじゃないかという可能性はどうなんでしょうか。

○政府委員(山本幸助君) まず第一の社債のコストでございますが、これにつきましてはそのときどきの金利情勢によって変動はいたします。一番最近の例で、ことしの例を申し上げますと、六年度、十二年度、十五年度とございまして、六年度物で七・一%、十五年度物で七・二%となっております。これプラスさらに社債発行費用が若干かかるということでございます。

それから自己資本の点でございますが、先生御指摘のように、基本的には自己資本がもう少し高い方が望ましいということにつきましては私どもも同意でございます。しかしながら、ここ当分の間、やはり膨大な資金需要がある。それを賄うのに増資ということによって賄うのは非常に難しいという状況でございますので、ある程度自己資本が下がっていくのはやむを得ないと思っております。現在約一五%弱でございますが、これが七十年になりますと一〇%強、平均して一〇%強となります。ただ、個別会社ごとに見ましても若干のばらつきがございまして、ほぼ似ておりまして、いづれにしても一〇%を切る会社はないというところで、私どもも一〇%を維持するということには努めたいというふうに考えております。

○福間知之君 今の御説明、にわかにはそうかというところで、どんと納得が必ずしもできませんけれども、だれもつぶれるような会社だとは思っておりませんし、そういう気遣いは必要ないのかもしれません。しかし一般の民間企業だということからすれば、やっぱり株主などの立場も考慮したり、あるいはこれから国際的な情勢の影響等も考えなければいけませんし、自己資本比率がそんなに低くなるということはやはり好ましいとは思

いせん。どだいスケールが大きいですから、十年間のいろんな見通しをお聞きしているわけですが、そういう予想の推移と兼ね合わせてこれは考えなきゃならぬのだからと思ひますし、全くチェックができないわけじゃない。途中で社債の発行そのものも増減が可能でございまして、そういう点で特段の心配はないかと思うんですけれども、十分留意をしなければならぬ問題じゃないかと思っております。

それから次に、十年間の設備資金につきまして具体的に伺いたのですが、まず電源設備と非電源設備の内訳について見直しを述べていただきたい。

○政府委員(山本幸助君) 今後の電力会社の設備投資につきましては、一つは電源部門ということでございます。これは電源の多様化を推進するための発電所の建設というのが中心になるわけでございます。これにつきましては、今後十年間で約十八・五兆円というふうに見積もっております。

それからもう一つは、いわゆる非電源部門ということでございます。送配電線施設の高度化のための投資あるいはさらには配電線の地中化等々、新しい社会的な要請にこたえるための投資でございますが、これにつきましては約二十七・三兆円ということでございます。両方合わせまして四十五・八兆円というのが十年間の計画でございます。

○福間知之君 だから、それは先ほどもお聞きして、トータル金額はほぼ理解できるんですけども、今回の六倍限度額への改正が、例えば主として電源設備というよりも送配電等の非電源の供給信頼度を高めていくというふうなところに求められているようですか、そういう計画があるのかということですか。

○政府委員(山本幸助君) 先生のおっしゃるとおりでございます。従来から電源部門と非電源部門と分けますと、大体四対六ぐらいで非電源の方が多うございます。しかし今後、先生御指摘のよ

うに、送配電線の高度化とかあるいは地中化、さらには信頼性の向上というふうなことでこうした非電源部門の投資の量も非常に多うございます。そういうことで、先ほど申しましたような割合で今後推移するものと見ております。

○福間知之君 それでは、十八兆五千億円の電源設備をした場合に、六十五年、今から五年先ですが、六十五年及び七十年の電力の需給バランスはどういうふうになっていましてしょうか。あるいは電力の需要、最大電力、年度末設備等についてそれぞれ御説明を願いたいと思うのであります。

また、それらの年平均の増加率についてもお示しを願いたい。

○政府委員(山本幸助君) お答え申し上げます。電力の需給見通しにつきましては、電気事業審議会の需給部会が報告しております。これによって御説明申し上げますと、まず電力の需要でございますが、これは経済成長を四%程度と今後見込みますと、七十年で七千八百億キロワットアワー、大体年平均二・八%の平均で増加するといふふうに見込んでおります。

それから、第二の最大需要電力につきましては、これは今後とも冷房等が進みますので普通の電力需要に比しましてかなり伸びが高うございまして、七十年で一億五千二百億キロワットというところで、これは年平均三・三%で増加するといふふうに見込んでおります。

こうした需要の伸びに際しまして設備が増強されるわけでございますが、最大電力に対応してつくるといふことでございまして、七十年末では二億五千万キロワット、これは年平均二・九%で増加するといふふうに見込んでございまして。

○福間知之君 今の説明で、おおよそ理解ができるわけですが、電力需要が二・八%、最大電力需要が三・三%、年度末設備が二・九%水準で増加すると、こういう理解でよろしゅうございませぬ。

そこで次に、しからは石油火力の発電所というものの修正によって、十年後の電力需要というものは、今お話があったんですが、石油の需給関係についてどう見ていられるかということ、十年後に石油の需給関係がタイトになると言われているわけですが、そなたとすれば、電力会社はこれから十年間石油火力発電所の建設は極めて消極的にならざるを得ないのではないかというふうに考えられます。実際その点がわからないんですが、こういう点は当局はどういうふうに見ていられますか。

○政府委員(山本幸助君) 石油の需給につきましては、御高承のとおり、現在緩和が進展しておりますけれども、IEAの見通し、あるいはその他の国際機関の見通しでも、やはり先生御指摘のように、十年後にはタイトになる可能性が高いというふうに指摘されております。

そうした状況を踏まえまして、実は昭和五十五年五月のIEA閣僚理事会でございまして、石油火力につきましては建設中及び計画中のものを除きまして、いかなる新規の石油火力発電所計画も認められるべきではないというふうに合意されております。したがって、今後の電源開発計画におきまして、こうした合意事項を踏まえまして、離島における内燃力等、必要不可欠なものを除きまして、現在建設中及び既に計画が具体化し、立地のための手続が進んでいるというものを以外、新規の石油火力は開発計画はございません。

○福間知之君 まあIEAのそういう合意ということもあるならばなおさらのことでございますが、しからはこの火力発電所、あるいはそのためには石炭の火力といいますが、LNG発電といいますが、そういう方向に必然的に行かざるを得ない、そういうふうに考えるわけですか。としますと、この石炭火力につきましては、今国内でも、北海道など一部の会社以外は海外石炭の輸入を主としておるわけでありまして、この海外炭について、十年後、七十年代になっても安定

供給というめどが立っているのかどうか。また発電コストの面で、その場合他の電源設備と比べてどういふ関係になるのか、そこらはどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(山本幸助君) 石炭火力の燃料になる石炭でございますが、これにつきましては、基本的に電力会社の問題でございまして、今後石炭火力発電の建設計画が進展いたしますに際しまして、順次民間会社として検討を進めるといふ状況かと思っております。

ただ、全体的にこの石炭資源を見ますと、まず第一に賦存量が大変多うございまして、世界的に見て非常に賦存量が多い。第二番目に、政情の安定している太平洋地域に広く賦存しているということから、供給の安定性にすぐれたところがございまして、さらにその上に、三番目としまして、適切な資源開発が今後進められるということも前提にいたしますれば、七十年代以降の供給量についても特に問題はないものというふうに私も判断をいたしているわけでございます。

さらにコストの面でございますが、これは私どもの方で毎年試算いたしておりますが、一番新しい試算の数字で申し上げますと、初年度の発電原価ということで比べますと、一番安いのが原子力で、キロワットアワー当たり十三円、石炭火力が十四円ということでございます。これに対してLNG、あるいは石油火力は十七円というふうな想定されております。したがって、化石燃料の中におきましてはやはり石炭が一番安いというふうにも私ども考えております。

○福間知之君 石炭の場合、過去において排ガス等の公害問題等があった、それを防除する技術も開発されてきていますし、今申し上げた、また御説明があったようなところから、石炭の見直しということがある程度世界的にクローズアップしてきているんじゃないかというふうな感じがしています。

そこで一方のLNGですけれども、今のお話で単価が大体石油と同じように十七円ぐらいにつ

く、こういうことでございますが、やはり石炭と並んで一つの素材であることは間違いありません。そこで、世界的にLNGは今供給過剰の状況にあると聞いておりますが、日本に対する引き取りの要求も海外から多い。サハリンあるいはブルネイからは、今長期契約で引き取っているんですが、このLNGを用いる発電というのは、先ほどのコスト面を考えてみると、果たして他の電源とどういふ競合関係になるのか。競合できるとすれば、いわゆるクリーンエネルギーとしてLNG発電を増強していくということも一つの考えではないのかというふうにも思っています。

○政府委員(山本幸助君) 先生御指摘のように、LNGにつきましては、クリーンなエネルギーという特徴がございまして、そういう特性を生かしまして、例えば東京湾とかあるいは大阪湾等の環境規制の厳しいそういう場所における需要にこたえるということ、LNGの位置づけがござい

ます。またさらには、最近の技術開発の結果、いわゆるコンバインドサイクルと申しまして、ガスタービンと廃熱のボイラーを併用して使いますと非常に熱効率も高くなるし、かつ負荷追従性と申しまして、発電能力を大きくしたり小さくしたりするというフレキシブルに富んだ特性を持つという点もございまして、そういう点に着目いたしまして、コストとしては石油と並ぶ十七円というところで、若干高うございまして、そういう特徴を生かして今後ともLNG火力発電は進めていくということもござい

ます。具体的にはいわゆる電源のベストミックスというところで考えますと、ベースとしては原子力あるいは石炭とありますけれども、いわゆるミドルの供給力としてこのLNGが位置づけられておりまして、現在の電気事業審議会での想定によりまして、五十九年度末現在二千七百五十万キロワット、全体の約一八%を占めておりますが、これが七十年代末には四千三百五十万キロワットというところで、二一%を占めるということも今後とも増

強をしていくというふうな考え方でござい

ます。○福間知之君 LNGについても、一つの電源設備としては重要視しているというふうに理解しておきたいと思っております。

ちよつと先ほどの話に関連するんですけれども、非電源設備の投資を十七年間で二十七兆三千億円、こういうふうにおっしゃいました。その内訳は必ずしも明確にはまだなっていないんですが、聞くところによると、この巨額な投資の中身については、細部にわたって数値で簡単に示しにくいというあれがあるのかもしれないんですが、大まかに言って、我々の聞くところでは流通設備に四五%、改良工事その他に四五%ぐらい充てられると、こういうふうな聞いていますので、これだけじやいかにもずさんでございまして、例えばこの非電源設備に関連しまして、昨今都市の電線の地中化ということが新聞等でも言われてまして、先般私も読んだのですけれども、元々エミット西ドイツ首相も日本においてになって町を見てみたら、日本は何ほでも内需拡大の仕事があるんじゃないか、電柱なんか、あんなもの近代都市で地上に林立しているのは外国じゃちよつとなんじやないかなんというふうなことを言われていましたね。

私もまさにそうだと思つて、当局も、電力会社も、東京の場合一応やっていますね。十年間で一千キロですか、全国地中化しよう、またそれを三年間余り前倒してやろうと、こういうふうな意気込みだとは聞いていますのですけれども、そういうところから今の四千億程度の予定をもっと拡大をする、もっとピッチを上げるといふふうな考えはあります。

○政府委員(山本幸助君) まず、非電源設備投資の内容でございまして、先生おっしゃったように、大体流通設備に四五%、改良工事に五五%程度というところでございまして、若干内訳を申し上げますと、まず第一は、送電線の整備拡充というのがござい

ます。これが約六兆円程度でござい

ます。それから供給信頼性の向上のための送変電配電設備の高度化、これは停電を減らしあるいは停電をした場合にその復旧を早めるということ、いわゆる信頼性の向上のための投資でございます。三番目に、先生御指摘の配電線の地中化。それからさらに四番目には、配電網の遠隔制御化、これは今後の情報通信の発達によりまして配電網について遠隔制御ができるようにする、そのための投資でございます。さらには既存設備の改良、保修等の投資等々がこうした非電源設備の内容でございます。

二十七兆三千億円で十年間で予想いたしておりますけれども、流通設備に十二兆六千億、改良その他に十四兆七千億と想定いたしております。

先生御指摘の地中化でございますが、これにつきましては、大変美観からいいたしてもあるいは交通の面からいいたしても、非常に望ましいということでございますけれども、問題はやはり非常にお金がかかるということで、普通の地上の電線に比べて、場所によりまして、十倍以上に倍々して、場所によりまして、十倍から三十倍ぐらいの値段がかかるということでございます。したがって、これにつきましては計画的に進めていこうということで、従来のペースに比べて数倍のペースで加速して今後進めていこうということで、先ほど先生御指摘の十年間で一千キロメートルという計画をつくっております。

これにつきましましては、十年間という計画でございますけれども、できるだけ前倒しをしていこうというふうに考えておりますが、相当大規模な工事になるというところでございまして、そういう意味では当該地元との調整その他もありますので、前倒しにつきましても急に倍、三倍というふうにはできませんけれども、ただいま申し上げました千キロメートル、これは約四千億円でいかりかかりますが、これをできるだけ前倒しをしながら進めていこうというのが現在の状況でございます。

○福岡知之君 今の段階はその御説明程度でしかやむを得ないかと思うのですが、大臣、いささか

俗っぽい話ですけども、今まで年度末になると、予算を使ってしまわなきゃいかぬということで、公共事業として道路の改修工事などやっておりますね。あのときにいつも思うんですけども、だれしも我々車を使う場合に、年末や年度末に渋滞が激しい。寒い時期だから夜の工事でも難しいというのでお互いがちょっと悩みますね、あの時期に。あのときにいつも思うんですけども、共同溝というものを日本がもっと計画的に拡充をしていくという方針があつていいんじゃないだろうか。

考えても、それは今ここで電力線の埋設ということにとどまらず、建設省関係の大きな仕事でもございまして、関係役所の横の連携が必要だし、また電力線を埋設するという場合は、日本の都市はヨーロッパと違って区画整理があつてないようなもので、いつどんな変更が地上に起こるやらわからぬ、だから危なくてあちこち埋められない、こういう事情も胎生するわけですね。いろいろなそういう要素をある程度見きわめて解決をしていく上で、今のこの地中化の問題も本格的でさると思つていいですね。だけれども、そういうことを今この時期にやらないと、二十一世紀に向かつての経済大国日本というものの実際は、姿は都市の美観の上からもあるいはまた居住環境という面からいってもなかなか達成できないと思つておられますけれども、これは御答弁は要りませんが、やはりお互い我がが考えて後へ引き継いでいく重要な仕事だと、こういうふうに思つておりますので、御配慮をひとつ十分願いたいと思つておられます。

次に、円高差益の問題、きょうの新聞でも、既に政府は電力会社あるいは石油業界等における今後出るであろう円高差益なるものを中小企業の方に振り向けるといふふうなアイデアが、固まったものじゃないにしろ、記事になっていました。昨今そういうふうな円高に伴つて差益問題が関心を集めているんですが、政府は今後の為替レートについて、昨日は二百円の大会を一時的に切つたと、百九十九円八十銭になつたと、こういう報道

もあつたんですけども、どういふふうに見ておられますか。また、逆に再び円が安くなつていくというふうな見通しでも持つておられますか。まず見通しについて伺つておきたいと思つております。

○國務大臣(村田敏次郎君) 福岡委員のたゞいまの御質問は非常に重要なポイントだと思つております。御指摘がありましたように、九月二十二日のG5の会議以後ドル高は正とすることが合意を見まして、日米を初めとする各国の協調介入や、我が国金融当局の金利政策、さらに最近では米ソ首脳会談後の東西緊張緩和期待などもありまして、急速にドル高は正が進展をしております。御承知のとおりでございます。瞬間的には二百円を割つて百九十九円台まで出たということから、非常に新しい傾向と言つていいと思つております。こういう意味でこの円高基調につきましましては、通産省としては我が国経済にとつても大きな流れとしては望ましい、こういう認識をしておるわけでございまして。

しかし他方、この円高傾向がどのくらい続くのか、そしてまたそれに対応してどういふ変化があらわれるのかというところをいろいろ考えてみますと、確かに輸出に非常に依存をしております中小企業等にとつて相当大きなショックも既に一部あらわされておる点もあり、こうしたことについては年末を控えてひとつ慎重に対応しなければならぬと思つておられること、御指摘がございましたように政府、与党の間でいろいろ打ち合わせをしなければならぬという動向が出ておるわけでございまして。

既にせんだつての政府・与党連絡会議のときでございましたが、その話が出ておりました、通産省としても既に中小企業対策等について相当の検討をいたしておるところを私がその会場で御説明を申し上げたところでございまして、二百円を割つてさらに進むようになるのか、あるいは現在の二百何円というところで定着をしていくのかというものが基本的な基調でございまして、よく眺め、そして年末を控えていろいろな対策を講じていかなければならないと思つておるところでござい

います。

なお、先ほど福岡委員から、公共事業の執行に關して非常に重要な御発言がございましたから、この際お答えをさせていただきますと思つておりますが、電線の地中化、そしてまた共同溝設置等についてのお話は、私はこちらも、非常に必要だと思つております。事実、どうして日本の大都市等が電線の地中化がなかなかできないかということについては、いろいろ原因もございまして、何と云つても土地の広さが非常に狭い、そして大都市の人口が過密である、土地が割高である、いろいろなことがあつておると思つておりますが、これは都市美観からいいたしても、あるいは二十世紀を控えての電線の地中化その他の作業は非常に重要なことであるということで、識者の間で指摘をされ、これについての長期計画等も考えられておるところでございまして、これはまさに福岡委員の御指摘のような先見性のある御意見に従つて今後対応をしていくべきものと考えております。

○福岡知之君 その後段の大臣の御所見は、これはまあ大臣一人の問題じゃありませんが、ぜひひとつそういう考へ方に基づいて、長期のプランもしたがって必要です、思いつきではいけませんから、関係省庁の格段の御努力をお願いしたいと思います。

そこで話を戻しますが、円高差益につきましまして、電力業界全体では、一円の円高が一年続いた場合には約百二十億円の差益が生ずる、こういうふうにも報道されておるんですね。現在のレートは先ほど申しましたように百九十九円と二百円とで、これはG5までのレートはほぼ二百四十円強ということで考えてみますと、約四十円強の円高にこの三か月近くなつておるわけでありまして、これが一年続いた場合に電力全体としては円高差益が約四百八十億から五千億になる、こういうふうな考へていいのをお考へになりますか。

○政府委員(山本幸助君) 円高につきましまして、為替レートが毎日毎日どういふふうに変わるか、

あるいは燃料につきましてどういふ燃料をどういふふうに使つか、特に国内の石油製品についてはね返りはどうなるか等々がありますので、正確な計算は非常に難しいとございますけれども、先生おっしゃった四十円で四千八百億円という計算になるかと思ひます。

○福間知之君 今のお話にもありましたが、これは為替のレートの相場ということでもございまして、一面仮定の話というふうにも言えは言えませんが、巷間におきましては来年にかけてこの円レートはさらに高まっていくんじゃないのか、また海外諸国からの期待もそういうところにあるんじゃないかなというふうな説もあるわけでございます。今後一年以上円高がさらに続くという場合には、一般の卸売物価指数、これが低下傾向を示しているわけですので、そういうことにもかんがみまして、差益をユーザーである国民、消費者に料金の引き下げということによって還元すべきではないかというふうにお考えになりますか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 円高差益の問題、非常に重要であるかと思ひます。九月二十二日、5G会議がありましてから円高が始まったわけですが、まだ二カ月余りということでは非常に日が浅い、そしてこの時点では為替レートの動向など事態の推移を慎重に見守るべき段階である、この問題についてはそう考へております。

御指摘のように円高が今後一年以上、相当期間にわたって定着したような場合には、今後六十年年度決算が明らかになり、それに基づいて六十年年度の収支見通しが立てられるようになる時期、これが一つの判断の節目ではないかと考へております。いずれにいたしましても、今後事態の推移を見守りながら慎重に対処してまいる所存でございます。

○福間知之君 そういう御答弁しか今の段階は無理かもしれませんが、ガス会社につきましても料金の引き下げによって消費者に還元すべきでない

かという考へを持ってはいるわけですが、ガス会社の場合、私も素人で詳しくは知りませんが、電力に比べますと、大手会社というのは直取引を原燃料についてやっていますけれども、数多い地方の中小ガスの場合はそうでもないという事情があるわけですので、一概にガス業界全体で差益還元云々ということとは少し申し上げることも無理があるわけなんですけれども、一面、LNG化が進んでおきまして、製造コストというのは円高差益によって割合は非常に電力より大きいんじゃないか、規模は小さくともあるいは該当会社は限定されてもその割合というのは大きい、こういうことも考へられます。じゃその部分だけ還元するかとなると、いや、地方は還元できない、こういう不公平も出るんじゃないか、いろんな議論がここの場合出てきてなかなか難しいようなんですけれども、電力とガスについてはかなり違った見解を持っておられますか。

○政府委員(山本幸助君) 先生のおっしゃるとおり、ガス会社の方が若干燃料の占める比率が大きいというところで高うございまして、具体的な数字を申し上げますと、一円上がった場合、一年間統計しますと大手三社で十四億円ということになります。現在ガス会社は二百四十八社ございまして、これも、いわゆる大手は三社でございまして、非常に中小企業が多うございまして、そういう観点から、前回の昭和五十三年度に差益の還元をいたしたことがございまして、そのときも大手三社に限るということで還元したという事実がございまして、

○福間知之君 差益問題はそれで終わります。次に、電力の需要減対策について、需要の減ることに関する対策についてお伺いしたいと思ひます。

いわゆるコージェネレーション、燃料電池などの分散型電源の本格的な導入という問題、産業構造の変化による電力多消費型産業の減少によりまして、電力が余剰時代を迎えるのではないかと、このふうな見方も一つあるわけでございますが、その

点について二、三の御質問をしたいと思います。まず第一に、コージェネレーションの現状と将来の見通しについて、及び燃料電池開発の現状についてお聞きをします。

五十八年十一月の電事審需給部会の見通しによりますと、七十年まで業務用ビルを中心にしまして、年率五・四％の伸びを予測しているようですが、分散型電源の普及はその計算の中に入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか。

○政府委員(山本幸助君) 分散型電源につきましてはいろいろございまして、先生おっしゃいますたいわゆるコージェネレーションということでは現在行われておりますのは、ガスタービン、ガスエンジン、燃やして熱と電気を一緒に供給するものがございます。そのほかには御指摘のあった燃料電池、これは現在開発段階でございまして、将来は開発されるだろう。さらには太陽発電とかあるいは風力発電等々ございまして、

そのうち、現在一番実用の端緒についておきますのはコージェネレーションでございます。これにつきましてはガスタービン、ガスエンジンを燃やしまして、その廢熱を利用して発電を行うと同様に、その廢熱を利用して冷房とかあるいはお湯を供給するというところを行って行っているわけでございますが、このコージェネレーションにつきましては、電気の需要と熱の需要が非常にうまくマッチしたという場合にはエネルギーの効率あるいはコストの低減ということで非常に利点がございまして、ホテルあるいは事務所、病院等を中心に、現在数十カ所において実用化されているというふうな考へられます。

先ほど申しましたように、経済性の観点、コストの観点から見まして電力需要と熱需要がバランスするというのが重要でございまして、そういう意味でこのコージェネレーションが全体の電力供給の中で非常に大きな地位を占めるようになるというところは現在想定できませんし、また先ほど申しました燃料電池あるいは太陽発電等々につきましては、現在研究開発の段階であるというふう

に考へております。先生御指摘の業務用についての五・四％の伸びということもございまして、この中には現在行われておりますコージェネレーションについての電力も当然含まれているというふうな考へて我々計算いたしております。

○福間知之君 電力業界が今日まで営々として築いてきた電力エネルギーにおける実績とか努力、こういうものはそれとしましてまことに結構なんです。省エネルギーとかあるいはまた構造物が大変な変革を遂げてまいりまして、超高層の、単に業務用だけじゃなくて、一般の住宅というふうなものもふえつつありますし、そういう中で私はそういう熱効率が低い、集中的な独自の、何と申しますか、エネルギー設備、冬も夏も通用するような発展をしていくんでないかと思つておるんです。欧米が既にそのように感じられるわけですから、

当局としてはこれから、先ほど言った五・四％程度の伸びで考へていくのがいいのか、これはちょっと積極的じゃないかと、こういうふうな私思ふんですが、そこらについてはどのように考へてしょうか。

ちなみに、報道によりますと、東京ガスは、これは耐屋の白ばかまじやなくて、その逆でして、港区の東京ガスビルですね、これは地上二十七階、地下二階の必要電力量四千キロワットのうち、半分の二千キロワットを賅うところの本格的な自家発電、都市ガス需要が頭打ちで新規事業を開拓したい東京ガスあるいはガス業界にとつてこのガスタービンを使った自家発電の普及は格好のねらいどころだ、こういうふうな観点で、現在東京ガスさんは一般的な二十件程度の商談を進めている、こういうふうな報道もあるんですけれども、現在の電気事業法によりまして、こういうふうなコージェネレーションの普及と競争という事象は予想し得なかつたときにつくられた法律です。電力の特定供給の適用というものは、その対象が人的、資本的関係を有する者に限る、極めて

六

限定された硬直した運用になっているというふう
に聞いておるんですけれども、いささかこれは現
状にそぐわないんじゃないだろうか。

大阪城の横つちよにツインタワーが今建ちまし
たね。あの隣に今度ホテルニューオータニとか
あるいはKDDの大阪のビルも建ちつつあるわけ
です。ああいう地域はまさにその気になれば、か
なり独自のエネルギー設備を持って持てぬことは
ないので、今の電気事業法でいくと、それが
認められないというふうな少し不都合が生じるの
ではないかと。したがって、結果は法律の改正を
考へる必要があるんじゃないかと、こういうこと
をお聞きしたいわけですがね、いかがですか。

○政府委員(山本幸助君) コージェネレーションに
つきましては、先生おっしゃったように、これは
一般の電力事業と異なる意味で関係するわけ
でございます。

まず第一には、いわゆるコージェネを導入いたし
まして、それによりまして電力を供給する場合
に、一切普通の電力会社の電気から独立してしま
うということは非常に難しいとございまして、と
申しますのは、例えば定期検査をするとか、ある
いは故障が起こるといふこともございまして、あ
るいは設備の効率的な利用といふふうな観点もご
ざいますので、そういう意味で、一般には一般の
電力系統とつなぐわけにございまして、まあ並列す
るといふことが多うございまして。

その際にいろいろ問題が起こりまして、そのつ
なぎ方によりましては、例えば逆流してきたり、
あるいは電力会社でもって停電で直す作業をして
いるときに、思わぬところから電気が流れてきて
感電して死んじゃうとか、あるいはそのほかのさ
まざまな保安の問題、さらには電力の質が非常に
小型で、周波数その他あるいは電圧がしょっち
ゅう変わるとか、そういう質の悪い電力の場合に
は、つなぐことによつてほかの電力に影響する
ということがございまして。そういう並列に伴
う技術的な問題といふのがございまして。

それからもう一つは、予備電力といふことでご

ざいまして、先ほど言いましたように、定検をす
るとか故障をするといふような場合には電気をそ
こからもらわねいかぬといふ場合に、これを普
通の電力並みの料金でやりますとやはりペイしな
いと。ふだんは使われないわけにございまして、
いざというときに使う場合に、そういう特殊な料
金制度が必要ではないかといふような問題もござ
います。そういう問題を含めまして、現在のこのコ
ージェネレーションにつきまして、一般の電力につ
なぎながらうまく共存共栄するといふ方法はどう
いふふうになるかといふことで、制度的な面で現
在調整を図つております。

それから、先ほど先生御指摘のいわゆるコジェ
ネレーションをやつて、そこで相当多数の人にそ
こから供給すると、いわばミニ電力会社ができる
といふような形につきましては、現在の電気事業
法では当然想定いたしておりません。と申しま
すのは、電力会社は地域独占をいたしておりま
す、その代償として供給義務があるといふこと
で、山奥の一軒家でも、それから離島でも、全部
供給すると。そのときの電気料金は全く同じ、そ
の地域の中では同じということになっていまし
て、非常に人口の密集した都会地域だけに限つて
電力会社を経営すれば、それは非常に高収益でベ
イするかもしれないけれども、電力会社として
しては、人口が希薄なところもあるいは山の中
離島も、全部平等に供給して、料金は同じにする
といふ状況にございまして、そういう意味で、
一定の部分についてはミニ電力会社をつくるとい
うことは現在の電気事業法では認めておりません。

○福岡知事 部長の御説明はそれなりにわかる
んです。特に後段のお話で、まあ一般の住宅とい
うことになると、私もちょっと今例示的に申し上
げたわけですが、それまでも、それまでに、業務用の場
合にはテナントがたくさんありますよね、そうい
うものに対する熱や電力や水や、ユーティ
リティーサービスといふのが大分これから拡大し
ていく傾向にあるんです。確かに電力会社の送電
線と配電線と、それから自家発電を併用する場

合に、大阪のあのビルだつてかなりコストが高く
なつていようですよ、並列に設備をせにゃい
かぬといふふうなことのようですから。そういう
側面はあるんですね。

それからもう一つ、今いろいろ危惧を申された
ような技術的な面について、これももちろん解明
しなきゃなりませんし、私も容易じゃないと思
うんですが、一つの時代の流れとしてそういう動
きといふものは無視できない。したがって、電気
事業法はそういう点では一遍、どういふふうに見
直すかはまだ少し慎重を要しますけれども、法律
そのものが古いんですから、やっぱり見直して
みるという必要はあるんじゃないだろうか。昨今、
今まで普及してきました洗濯機の乾燥機なんかで
も、大分ガス乾燥機の方が効率がいいといふの
でソフトしてきておる。市場はそういうふうな若
干の変化を招来しております。いろんなそういう
事情の推移といふものもやっぱり判断をしていか
なきゃならぬんじゃないかと思つたので、今後
の課題として検討をお願いしたいと思つたので、
次に、社債市場に関して、今回の法改正がどう
いふ影響を持つたろうかといふことにつきま
してお聞きしたいと思つた。

現在、五十一年に制定されました現行法で、電
気、ガス会社の社債発行は行われていたわけに
ございまして、今後十年間で発行倍率は何倍になる
見通しか、また十年後の社債残高は先ほど二十兆
円、こういうふうな言われましたが、そういう判
断でよろしいか、どうですか。

さらに、社債でも格付の高いところの電力債で
ございまして、個人や機関を問わないで人気
あるとも思えるわけですが、これはA Aの
格付になっておりますからそういうふう
ですが、個人の消化率といふのは六割程度と、こ
ういふふう聞いていますが、それでございま
す。

三つ目に、この四十六兆円の資金需要のうち、
仮に先ほどの十一兆五千億円、約四分の一を社債
で調達する、こういう計画と承知してありますが、

現在は国自体が大量の国債、事業債を発行して
おるわけにございまして、そういう公社債市場の
環境にどういふ影響を及ぼすか、心配はないの
か、また一般事業債に対する影響がたつてか
なりきつくなるということになれば大変だと思
うんですが、その点はどうか。社債以外
の資金需要についても、今回の措置によつて圧迫
要因にはならないだろうか。これは通産当局の方
の見解をお伺いいたします。

○政府委員(山本幸助君) まず、今後十年間を見
た場合の社債の発行額の見通しにございまして、
二十兆一千億円といふふうに見積もつておりま
す、倍率につきましては、昭和六十五年間で四
倍、七十年度には五・五倍といふふうに見定
ましておられます。

電力債の個人消化率は現在六四%でございま
して、残りが金融機関で消化されているわけでござ
います。従来より、電力債といふのは個人消化率
が高うございまして、ほぼ六五%前後で推移いた
しておられます。これは、信頼度が高いといふこと
のほか、地元で密着した機関といふことで、地
元の人たちが選好されるといふふうになってお
ります。

こうした社債が出た場合に、ほかの国債ある
いは一般事業債をより圧迫するのではないかと
点でございまして、先ほど言いましたよ
うに、電力債は個人消化が六四%でございま
すけれども、これに対して例えば一般事業債は八〇%
が金融機関で受けている、個人消化率は非常に低
うございまして。また、国債の場合でも、金融機
関が八三%といふことでもございまして、そういう
意味では、電力債の場合には債券として非常に特
異な性格を持っておりまして、特に先ほど申し
ましたように、地元の有力会社といふことで、地元
に密着した形での消化が行われているといふふう
に見ております。

そういう意味から、今度の電力会社のこの規模の社債発行によって公社債市場全体について悪影響を及ぼすということはないものと考えております。

○福間知之君 電力債は個人消化率が高いということ、それは好ましい傾向だとは思いますが、それ以外にも、大蔵省、ちよっとお聞きしたいんですけど、強機関で消化されている、こういうことですが、本来国債も、我々国会でも随分議論しましたように、機関の投資家の引き受けじゃなくて個人消化率を高めなきゃいかぬと、こういうふうなことであるはずで、電力債の方にこれだけ多額の社債が発行されるということになると、今言ったようなことが少しそがれてしまうということになります、そういう公社債市場への個人の層の参加ということを進めるためには、この今回の措置の上に立ってどういう政策を進めようとするのか、その点が一点。

それからもう一つは、最近の債券市場の暴落という事態に直面しまして個人投資家がかかり損害をこうむったと、こういうふうな言われております。直接原因に、日銀の金利高目誘導政策ということがあります。金融機関の無定見な営業方針が原因の一部でもある、こういうふうにも考えられます。我が国の債券市場に対して個人投資家が一人でも多く参加できるようにするため、そういう事態の中で政府として大蔵省としてどういうふうに対処されますか。

○説明員(金野俊美君) お答えいたします。質問が二点にわたってございますので、前半の部分を私から答弁をさせていただきます。先生御指摘のように、電力債につきましては、ただいま通産省の方から御答弁もございましたように、大変個人の消化率が高いわけでございますが、国債を初めといたしましてその他の政保債あるいは地方債、電力債以外の一般事業債につきましても、個人の消化の割合を高めていくというこ

とが望ましいというふうに考えております。と申しますのは、公社債市場、あるいは発行市場というふうに申し上げてもよろしいかと思いますが、国民に對しまして良質な貯蓄手段を提供していくという機能もあるわけでございまして、そういう観点から見まして、先生お話しのような個人の消化割合を高めていくということは重要なことだというふうに認識をいたしております。

御質問の趣旨は、その点を踏まえて考えた場合に、今後どのような施策を展開していくかと、こういうことだろうかと思っておりますが、私も考えますに、投資家にとりまして債券貯蓄というのが魅力があるというの、やはり一番重要なことは、発行条件が流通実勢を反映して決められていくということ、やはり一番重要なことではないかというふうに思っております。この点につきましては、かなり発行条件と流通実勢に乖離が見られた時期も過去にはあったわけでございまして、国債を初めといたしましてこの点についてはかなりいいと思います。非常に改善が図られてきたというふうに一般的に言われているように思っております。この点が非常に重要なポイントの一つではないかというふうに思っております。

同時にまた、投資家が債券を取得した場合に、これを投資家が考えるタイミングで売却ができる、いわゆる流通性を高めていくということが非常に重要なことになっていくというふうに思っております。この点につきまして引き続き留意をまいりたいというふうに考えているようなわけでございまして、要するに、債券貯蓄ということが非常に重要な国民の貯蓄手段でございますので、魅力ある債券貯蓄ということになるように、流通市場の整備を中心に諸般の施策を進めてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○説明員(四方俊平君) 債券の流通市場の問題について申し上げたいと思っておりますが、債券の流通市場における売買は、通常、大部分証券会社等の店頭において相対で行われるものでございます。と

ところで、もちろん市場に出てくるものもございまして、個人投資家の方は主として新発の募集債への応募という形で債券市場に参加いただいているわけでございまして、これらの個人投資家の方々も広く保有していると考えられる国債とか転換社債、こういったものにつきましましては、個人投資家の保護を図るため、まず受託する証券会社に対しては一定の範囲内の売買は取引所を通じて行わなければならない、こういった市場集中義務の原則がございまして、これで公正、客観的な価格による売買を確保しているところでござい

次に、この市場集中義務のないものとか、そういった範囲外のものにつきましては、証券会社等の店頭で相対で売買が行われるわけでございまして、けれども、投資家保護の観点から、日本証券業協会が主要銘柄の気配値段を発表することとしておりまして、こういったものの仕切り幅幅につきましても、上場債につきましましては取引所の価格を基準とする、それから非上場債につきましましては、日本証券業協会が発表する気配値段等を基準として一定の限度を設けているわけでござい

債券の流通市場におきましては、こういった投資家保護の観点から、円滑な流通市場育成に努めるため、私どもは今後とも証券会社に対して適正な営業姿勢を堅持させる、それからそういったことで市場秩序の維持に努めるとともに、公正な価格形成を確保する等によって投資家の信頼にこたえるよう指導していきたいと思っております。

○福間知之君 大蔵省のお二人から、かなり技術的な側面も含めてお話があったんですけど、それはそれで理解できるんですけど、私がお聞きしたのは、こういう大量の社債が電力会社から発行されていくと、個人の引き受け、機関の引き受けは別にして心配はないんだらうな、こういう懸念からお聞きしたんでございまして、内心私には、今日日本は海外に対しての資金がどんどん流出しているぐらいいでして、これは一般事業体もある

いはまた個人も貯蓄が非常に多いということが言われているわけですから、考えようによればマクロでは心配はないんですけど、それでは事は済まないわけでございまして、今後適切に対処をされていく必要があるらう、そういうふうな思われたいと思われたい、その点を要望しておきたいと思っております。

時間がございませぬ、もう迫りましたのであと二問だけあわせてお聞きをしたいと思います。一つは、電力会社の通信事業への参入が昨今話題を呼んでおりました、本年二月、通産当局によりまして考え方が発表されました。その一つは、子会社方式をとるべきだということ、二つ目は、第二電電への協力は出資協力程度にとどめるべきだということ、三つ目には、地域情報化への協力ということに視点を置くべきだということ、これらの基本的方向が示されたんであります、その上で東京電力は来年一月にも新会社を設立して第一種電気通信事業に参入する、こういうふうにも伝えられておりますし、その場合、採算の見直しはどうなんですか。あるいは、都内の無電柱地域での、電柱のない地域でのCATV事業についてどういうふうなお考えを持っておられますか。こういった高度情報通信業への参入が東電以外、他の電力会社においても検討されておられるのでしょうか。監督官庁としての通産の立場で見解をお聞かせたいと思っております。

それから最後に、これは性質が違いますが、質問でございますけれども、電力料金の体系改正についてその必要性はどうかという観点で、先ほど申したように逐年電力過剰供給時代という段階に今入りつつあると思うんですけども、現在の硬直した電気料金体系では対処しきれないんじゃないでしょうか。通産省は季節あるいは時間帯で差をつける、いわゆる新体系の検討を行っているというところですが、いつごろをめどに見解をまとめられるのか。この新体系は消費者の負担増になるものであつては断じてならないと思うんですけど、その点については大丈夫かということをお聞きしたいと

八

思います。

○政府委員(山本幸助君) まず初めの電気通信分野への進出問題でございますけれども、大体先生のおっしゃったような内容でございます。電気事業者はその保有する設備や通信技術という高いポテンシャルを持っておりまして、電気通信分野の中で協力のことで地元の社会的な要請は高まってきておるわけでございます。そうした中で、先般東京電力が電気通信事業会社を設立するという発表をいたしましたわけでございまして、一方電力会社は基本的には電気の供給を行うという責任を持つ公益事業者でございますので、そういった電気事業への悪影響を及ぼすことがないようにということが重要な配慮事項であるというふうに考えているわけでございます。

具体的な先生の御質問で、第一は採算はどうかということでございますが、これにつきましてはまだこれから会社をつくる準備を始める段階でございます。どういふ規模の会社がどういふ具体的な事業を持ってやるかということを検討中でございますので、私も今の段階で直ちに採算についてコメントすることができないわけでございまして、こういう事業でございますので、当初から採算がすぐよくなるということはないと思っておりますけれども、事業としては発展性のあるものというふうに考えております。

それから、電柱のないところをどうするか、これは非常に大きな問題でございます。特にそういう地域というのは非常に都市の中でも重要地域でございます。そういう地域につきましましては、やはり地下の設備を使わざるを得ないというふうに考えております。

それから、第二の季節別、時間帯別の料金の問題でございますが、これにつきましては、御承知のように電力事業の大きな悩みとしましては、ピークとボトムが非常に開いてきた。これは今後とも開いていくという状況でございますので、それを直す一つの方法として、需要面からこうした料金体系をとってこれに対処しようということでございます。

先生御指摘のよう、これをやればすくなくいくかどうかという点につきまして、例えば夜と昼を考えたとき、夜を安くすると、これは逆に昼を高くするわけでございまして、実際に料金を適用した場合に、人々が必ずしも夜に余り使わない、あるいは夜に使うようなそういう電気装置が少ないということでございます。ればかえって高くなってしまう、あるいは中小企業等によっては夜に労働を強制されるというようなことになるだろう。でございますので、そういう意味ではなかなか難しい問題を含んでおります。

先生御指摘の、いつごろこれをめどにするのかという点につきましては、ただいま申し上げましたような点につきましては、具体的な調査をやっておりますので、そういう調査の結果判断をしたいと思っておりますので、現在の段階ではいつまでということはまだめどが立っておりません。

それから、先ほど申しましたけれども、電気通信事業につきましては、東京電力以外についてはどうかという点でございますが、これにつきましては当然先ほど申しました地元地域社会の要請というものがございまして、私も東京電力に相応じましてほかの電力会社もこうした動きをするものというふうに見ておりますが、ただ、短期的には各会社によって準備その他がございまして、まぢまぢであらうかというふうに考えております。

○福岡知事 終わります。

○梶原敬義君 最初に通産大臣にお尋ねしますけれども、民間活力による内需拡大の観点から、政府は電力業界に対し三年間で約一兆円の設備投資の追加を要請しているようでありまして、電力業界との話はどこまで具体的に詰まっておりますのか、それを最初に尋ねたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 先般十月十五日に経済対策閣僚会議で内需拡大に関する対策が決定されたわけでございますが、その中で梶原委員御指摘のよう、電気事業については今後六十三

年度までの間、総額で一兆円程度をめぐり追加的投資を実施することが決まりましたわけでござい

ます。実は、この決定と前後いたしました。電事連の小林会長、それからガスの関係は東京ガスの渡辺社長を通産大臣室に来ていただきまして、この追加的投資についての要請を行ったわけでござい

ます。この要請に対して電事連の小林会長、東京ガスの渡辺社長は、通産省の、政府のそういった方針を了承して、できる限り全面的に協力をいたしますと、こういう御返事をいただきました。

したがってその線に沿って進められるわけでござい

ますが、この追加的な投資は、国民生活の向上、情報化社会の進展等を反映いたしまして、電力供給の質的向上を求める社会的要求に応じて行

うものでございます。具体的には、送電線の多回線化などによる送配電の高度化、それから配電網の自動監視システムの整備、配電線地中化等を中心に実施される予定と承知をしております。

○梶原敬義君 それは大体わかりましたが、話は話で、あとはいやなかなかな事柄がということになる可能性がございまして、それはそういうこととならうというので、前提が前提ですから、通産省がちゃんと約束したことはしたように監視を厳しくしていただきたいと思っております。

次に、具体的な問題について法務省にお尋ねしますが、先ほど福岡委員からも質問がございましたが、当分の間と、こういう期間につきまして、通産省の答弁では、社債発行限度暫定措置法が当分の間と、こうなっているからと、こういうこと

であります。私は、じゃ商法第二百九十七条を全部も取り除くのかどうか、なかなかそういうことはできないかと思うんですが、一般債権者の保護の立場に立ってこれはやっぱりちゃんと守っていかねばならないかと思うんですが、どうもちょっと通産省の言っていることと法務省の考え

方と少しニュアンスが違っているかと思うんですが、法務省の見直すというのとはどう違うのか、期間についても、それから、当分の間というふうな言い方が、これは法律

になじむのかどうか、その点についてお尋ねします。

○説明員(稲葉威雄君) 先生御指摘のとおり、商法の二百九十七条という規定は、社債権者の保護のための規定だというふうに考えられております。したがってこの改正ということになりますと、社債権者保護のあり方というものがいかなるものであるかというところを根本的に見直さなければならぬわけでございまして、この制限をめぐりましてはいろいろ経済界を中心に改廃を望む声もあるわけでございまして、そういうものを受け

まして、先ごろの昭和五十二年に社債発行限度暫定措置法というものがございまして、今までの商法二百九十七条の基本的な社債権者保護のあり方というものを直ちに替えることはしないで、緊急措置として発行限度を二倍に引き上げるということにはしたわけでございまして、

そして、これについては御指摘のよう、当分の間という限定が付けられているわけでございまして、この当分の間の趣旨でございますが、私ども現在、会社法の全面的な見直し作業をやっておりまして、この第一弾が昭和五十六年に行われまして、この第一弾が昭和五十六年に行われまして、総会等を除くという趣旨も含まれた商法の改正でございます。現在中小会社のあり方というものを中心といたしまして見直しの作業をやっておりますので、そういう作業が一段落つきました段階では、この社債法の問題も根本的にあらゆる角度から見直さなければいけない、その過程においてはこの二百九十七条も当然のことながら全面的に見直されることになるであろう、かように考えているわけでございまして、

の社債ということをご想定してやっています。これはこの際もう少し少しはつきりした方がいいんじゃないでしょうか。いかがですか。

○政府委員(山本幸助君) 私ども、当分の間というのはやはり二つの意味で考えておりました。一つは、今法務省の方から御説明ありましたように、商法改正によって二百九十七条自体が内容が改正された場合というのがございます。ところが、もう一つの方は、やはり現在想定されます膨大な設備投資というものが一巡し、それに応じまして資金需要が一巡するというのもう一つの期間でございまして、私どもそれがどちらが先に来るかということでははつきりわかりませんけれども、他方、先生御指摘のように、それ以後の方の現実的な意味の当分の間というのはどのくらいかということでございますけれども、私ども現在の電源多様化ということ、それから非電源部門につきましては信頼性の向上、高度化という投資でございますが、これはやはり十年単位で一巡していくものであろうというふうに見ているわけでございます。

○梶原敬義君 次に移りますが、資源エネルギー庁の方で事前に説明を受けたんですが、経済成長率を向こう四年間四%、それに伴う電力量の伸びが三%、こういうことで設備投資を想定して資金計画も立てておられますが、この資金調達の見込みの説明によりますと、一つは自己資金で半分、半分は外部資金でやる、ちょうどとんとんになって半々になっているわけですね。そういう数字がずっと十年間出ておられますが、これは現実性があるかどうなのか、ただこの問題取り上げてそういうような数字を出したのか、その辺の内容についてお尋ねいたします。

○政府委員(山本幸助君) 先生御指摘のように、外部資金につきましては社債と借入れを五〇、五〇というふうに見込んでおります。これは電力会社の今後の資金調達の見通し等を踏まえまして、そう想定したわけでございますが、まず借入れでございますが、財政資金については、貸出原

資の伸び幅みということで、資金量あるいはコストの面から今後そう楽観は許さないというふうな思っております。また、民間資金については、長期資金の供給という面で不安定性があるというところのほかに、電力の場合にはいわゆる大口規制というものと抵触問題がございます。他方、社債は大きなロットで調達できるという面、それから長期安定かつ準自己資本としてはやはりコスト的にも安いというふうなことで、この両者を組み合わせて使うのがいいだろうということでございます。

実際問題としては、そのときどきの金融情勢等により調達可能かどうか、あるいは調達コストがどうか等々によりまして決まってくるわけでございますので、あらかじめ想定というのは、それが当たるかどうかというのは、非常にそういう意味での問題はあろうかと思っております。私ども現在の電力会社の資金計画というものを踏まえまして、やはり社債それから借入金の方の長所といえますか、あるいは短所両方を含めまして、大体五〇、五〇というものが妥当であらうというふうな想定をいたしましたわけでございます。

○梶原敬義君 ということは、これは電力会社の皆さんの計画と通産省の計画をすり合わせてある数字がびしゃつと出たということではないんですか。

○政府委員(山本幸助君) 一応九電力全体を総合した数字でございますが、各電力からいろいろ話は聞いておまして、基本的には五〇、五〇が望ましい、あるいは実際には五〇、五〇になるような運用をしたいということでございます。そうした電力会社の希望あるいはその実現可能性等を勘案しまして九電力全体としてこういう数字であらうというふうな想定したわけでございます。

○梶原敬義君 理解いたします。次に移りますが、電力料金の地域差、これについてお尋ねいたします。現在九電力と沖繩にも電力会社がありますが、それぞれ地域差があるわけですね。私はもう電力が

それぞれ融通し合せて、電線をつなげておるんですから、ちょっとあつちに住んだために電力の値が高かったり安かったり、そういうようなことというのはどうも現実的ではないんじゃないか、こう思うんですけれども、その電力差の実態と、電力差というものはもうなくする、こういう私は考え方を持っておるんですが、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(山本幸助君) 確かに電力料金については、地域的に格差があるということについては、一面では非常に問題があるかというふうなことを考えておりますけれども、他方、電力料金につきましては、いわゆる原価主義をとって、原価に基づいて決定することということで、いわゆる政策料金はとらないということをやっております。例えば供給面で見ますと、古い時代につくった大きな水力発電所があるということになれば当然それは安いコストになりますし、需要面で見れば、人口が非常にまばらな地域で供給することになりまして、当然高くなるということになるわけでございます。ただ、こうした地域差につきましては、私ども望ましいものとは考えておりませんで、その改善については従来から指導をいたしておるところでございます。電力会社も大変努力いたしております。

昭和二十六年当時、電灯で一・二二であった地域格差が、現在は一・一四と縮まっております。それから電力の場合には二・二五であったものが一・二三へとということ、これも縮まっております。今後ともこうした格差の縮小ということにぜひ努めていただきたいというふうに考えておるわけでございますが、その要因としましては、一つは広域運営をするということ、電送とか、あるいは原電を使ったり、あるいは共同開発をするというふうなことも考えられますし、さらには電力の融通というふうなことで、互いにコストの低減を図るような形で協力をするというふうなことも今後考えられるというふうに考えております。

○梶原敬義君 大体格差が縮まってきたというところについては理解いたします。しかし、ここにいろいろノットがありますよね、あるいはチヨコレイトでも、米の値段でも、大体北海道でも九州でも東京でも、ノットの値段は一緒ですよ、チヨコレイトもね。森永のチヨコレイトでも二百円は二百円ですよ、北海道でも九州でも。だから、一物一価の法則というのはよく言われますが、電力なんかは、これは原価主義に基づいているといっても、例えば九州なら九州に大きな水力発電を、今ダムをつくらせて建設すると言ったら、それが三十年、四十年、五十年たつて償却が終わることになれば、これは非常にコスト的には貢献をするでしょうね。

だから、日本全体でやはりこれはならして、地域の均衡ある発展のためにも考えるべきで、原価主義といえどもこれは天の声、神の声みたいな、そういう昨今ですが、行革や何かを言い出して、私はちょっとずれているんじゃないかと思うんですが、もっと長い目で大きな観点から見た場合、だからぜひもう少し少しまじめにこれは考えていただきたい。大臣どうですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 電力料金の格差問題、非常に重要なポイントであると思っております。ただ私は、全体の考え方としては、九電力に分けて電力を運営していく、そしてまた地域間にあるような個別の事情がある、先ほど山本部長からお答えいたしましたようなそういう事情があること、若し、若干の電力料金の差というものは、これは是認せざるを得ないのではないかと。それに対していろいろ是正の努力をしていくことによって各社の自主的な努力を待つというものが正しい態度ではないかと思っております。

○梶原敬義君 大臣、近ごろの答弁は魅力がないです。それから出ないもんですからね。自主的な努力といいますが、国鉄の料金であれば、これはバスやあるいは車と競争するし、あるいは飛行機との競争がある、それから船との競争がある。電力料金というのは一定の国の方針があ

りまして、要するに固定費といいますが、資本費というんですか、電力料金なら、資本費の上に今度は変動費を足して、それにプラス一定の利潤を保証して、そして地方公聴会が何かかけて価格というのの皆さんが決めていくわけですよ。そういう決め方なんです。これはまさに各社、各社の企業競争とか、あるいは企業の努力とかそういうものだけじゃなくて、もっと大きなところで物が決まってるんですよ。だからぜひ、そういう点では、大変国がこの問題については関与している問題ですから、それそれに任せるだけじゃなくて、国がやはりこの問題については基本的にインシヤチブを持つ、こういう観点に立って、もう答弁要りませんから、大臣ひとつよろしくお願ひします。

次に移りますが、規制緩和の当面の対象になっております、今福岡委員からも質問がありました。季節別、時間帯別の料金について、通産省も内部で検討しているようでありまして、これは私は去年の決算委員会で質問したら、柴田エネルギー庁長官の答弁では、それは何か検討も余りしてないような、もう余りやらないような話でしたが、これ規制緩和の項目の中に項目入って、私は驚いたんですけれども、そうくるる物の言い方が変わらねちゃちょっと困ると思うんです。

この問題をちょっと考えてみますと、この季節別あるいは時間帯別、要するにピークとポトムの間を調整するという考え方は、だれが一体一番得をするのかといえますと、まずは電力会社が一番得をするんですね、有利になる。あなた方が言うように、これは個々の企業でというんなら、私もそう言わざるを得ない。個々の企業が、電力会社が一番得をする。それから次にどこが得をするかというところ、やはり連続操業あたりで、装置産業あたりで電力を非常にたくさん使うところの夜間の料金というの、そういう意味ではここを安くしてやれば原価も安い商品ができるでしょうし、そういうところを非常にプラスになる。

それで、結局そのところがどこにマイナスが

くのかというところ、一つはやはりそのことによって国民の一般の電灯料なんかの場合によってはお高くなるんじゃないかということもありませんが、同時に、電力会社のそういう事情によって国民の生活様式がやっぱり変わらざるを得ないと思うんです。それは日本人はなかなか節約型で、洗滌やなんか、あるいはいろいろのお湯沸かしも何しても、夜ごそそ仕事をするように恐ろしくなりませんか。だから、がらんと家庭生活まで変わってくるような問題、電力会社のそういう状況によって全体の国民の生活様式が変わるような、こういうような問題なんです。この問題については、私はやっぱり慎重に検討して、もっと国民全体の理解ができればいいというものはやらない、そういう態度で臨んでいただきたいと思っております。

○政府委員(山本幸助君) 先生御指摘のとおりだと思います。この制度を導入したことによってマイナスの面もあるし、あるいはこの制度を導入してもワークしないかもしれないということもございまして、その点を含めて今慎重に検討をいたしておるわけでございますが、特に例えば夜間にうまく動くような電気装置でございますが、現在は夜間にお湯を沸かすというのはやっておりますけれども、そのほか例えば夜間で冷蔵庫の蓄熱ができるということになりますれば非常にワークするということもございまして。

そのほか、今フランスでやっているのは、こういう制度をとりましても選択に任せる、消費者がどっちとでもいい。昼も夜も同じ値段をとってほしい、好きな人は昼と夜値段が違う方とでもいいというところで、消費者のそれぞれの選択に任せるというようにも制度としてはございまして。そういうことも含めまして今慎重に検討をいたしておるわけでございます。

○梶原敬義君 どうぞこれは規制緩和の問題なんかのときにまた引き続いて出ると思っておりますが、今部長から言われましたように、本当に慎重に検討していただきたいと思っております。

それに関係するんですけれども、ポトムとピークのこれをならすということで、私も先般参議院から派遣されてずっとヨーロッパを見てまいりましたが、東ヨーロッパで揚水発電もちょっと見たんですが、九州でも佐賀県に大きな揚水発電を六十万キロワットで建設中でありまして、むしろ昼と夜とあるいは季節的に夏なんかに出るときには水ためていてそこで揚水発電をやるとか、こういう検討は、私はもっと先を見て、確かに今それは揚水発電の設備をやるとすれば、プールをつくって、それから揚げる設備をつくって発電するというのは大変高いかも知りませんが、けれども、しかしそれは長い目で見ますと、気がつきと非常に安いものになるかも知らぬし、これはやり方によれば計算もできると思うんです。この点について通産省のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(山本幸助君) 揚水発電につきましても、揚水用の電源としてどういうものを使うか、あるいはどの時間帯に使うかというように、これによりまして発電原価が大きく変わってくるという面がございまして。そういう面では一概に、経済性についてはそれぞれのシチュエーションによって違うということもございましたけれども、やはり瞬時の負荷追随性、その能力をゼロから大きな能力にふやすその時間が非常に早い、一瞬時負荷追随性と呼んでおりますけれども、そういう点で非常にすぐれております。こういう点から、私も現在在電気事業審議会の需給部会での計画でも、現在の昭和五十九年度末の千四百三十六万キロワットに對して昭和七十年には千九百五十万キロワットということ、かなりふやしていくという計画をつくっております。

○梶原敬義君 ぜひ大臣、その辺の検討をしてみてくだされ。

次に移りますが、これは石炭問題ですが、六十年の十一月十六日の新聞発表によりまして、今朝日の切り抜きを持ってきておりますが、電事連の会長が、六十五年度をめどに現在国内炭を買

ている量をさらに三分の一減らすと、こういう意向を記者会見で発表して、これは審議会の方に意見を述べたということですが、非常に強力な物の言い方をしております。

一方では、先ほども答弁がございましたが、福島に二百万キロワットの非常に大きな火力発電を建設中だと、こういうことで、先ほど言いました外国炭を持ってきてつくるということですが、確かに原価だけからいいますと、それはやっぱり安いのを買ってつくった方がいいでしょうが、しかし日本の石炭があと三分の一も減らせば、九州や北海道の産炭地というのは壊滅的な打撃を受けるわけで、ひよっとしますと皆やめた、こうなるかもしれない。そのときに、日本に石炭が全然ないときに、今すぐとは言いませんよ、十年あるいは二十年、三十年先に日本の石炭がもう全くなかったときに、果たして外国炭が今のような価格体系、あるいはそれに物価上昇分が何か入っただけで買えるかどうか。これは、相手はやっぱり足元を見てくださいから高いものを買わされるかもしれない。

国の総合安全保障の立場から見ても、何回もここで議論しておりますように、ちょっと円高でもうかっておるのにかかわらず、何かしら国内炭の弱いところは踏みつぶせと、こういうような物の考え方が出てくる。一方では、社債の四倍を六倍にすることにしまして安い金利を国民から吸い上げて、そして事業をすつとやっつけていく、こういうことです。神を恐れないうような、天を恐れないうような発言というのは、やっぱり少し業界にも慎んでもらうように通産省の方で厳しく指導していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(野々内隆君) 今、国内の一般炭生産は大体千二百萬トンぐらいでございますが、電力業界はそのうち一千万トンほど引き取っております。最近の円高、特に円高で内外炭格差も開いておりますので、それが輸入炭に比べてコストアップ要因になっているということは事実だろうと思っております。

に、この社債発行限度に関する規定を設けている
国は、ただいまもお答えがありましたとおり、
世界的には立法例が少ないというのとおり、我が
国のはかにはイタリヤぐらゐであるのじやないか
と思つてお答えをします。そこで、我が国として
この社債発行限度に関する見直しを進めてい
くべきではないかと思つてお答えをしますが、商法改正
の見直し作業の見直しというものをちよつとお聞
かせいただきます。

○説明員(福澤威雄君) この発行限度を含みます
社債の制度の見直しをやらなければならぬとい
うのは御指摘のとおりだと私も考えておりま
す。

ただ、この問題は現在進行中の会社法の全面改
正の一環として行いたいというふうなことを考
へてお答えをしますが、現在中小企業の問題、
中小企業に適用した会社法をどのようなもの
として構築していくかという中心にして検討
を行つてお答えをしますが、その検討が終つた
時点には次の課題としてこの問題を取り上げ
るようなことにはなれないか、取り上げな
ければならぬのではないかというふうな考
えてお答えをします。

○田代富士男君 今回の改正案では、御承知のと
おり社債発行枠を四倍から六倍に拡大する
としてお答えをしますが、電力の需給及び設備投資
の中期的な見通しの上からその根拠をお伺い
したいと思います。

○政府委員(山本幸助君) 電気事業審議会の需給
部会で報告されている数字をもとに御答弁さ
せていただきます。

まず電力需要でございますが、安定的な経済成
長約四割の経済成長ということをお前提にいた
して、六十年年度の電力需要は五千三百四十九億
キロワットアワーでございますが、これが七十
年度では七千八百億キロワットアワーとい
うことで、年平均二・八割ぐらゐというこ
とで着実に増加するものと見込んでお答え
をしますが、これにつきましては今後とも冷房
需要が伸びる、堅調な伸びが期待されるとい
うこと

とでございます。やはり最大需要電力は電力需
要を若干上回ります。六十年年度一億九百八十一
万キロワットアワーでございますが、これが七十
年度では一億五千二百萬キロワットとい
うことで、年平均三・三割と若干高めに増加するとい
うふうに見込んでお答えをします。またこれに伴い
まして、年度末設備につきましては最大電力に
対応して六十年度現在で一億五千四百二十五
万キロワットといふものが七十年度には二億
五千万キロワットといふもので、年平均二・九
割程度で増加するといふふうに見込んでお
答えをします。

以上のような着実に増加する電力需要に
対応し、電源の多様化を推進するための発電設
施の建設、それから供給信頼度向上等のため
の設備投資というものは着実に増加するとい
うことで、六十年年度から七十年度までの十
年間で四十五兆八千億円の設備資金が必要
といふふうに見込んでお答えをします。

○田代富士男君 今回の改正で法律の失効規定が
削除されました。御承知のとおり十年の
制限法から、第一条にも明記されておられ
ます。午前中にもこのことに対する質疑があ
りましたけれども、再度その理由をお聞かせ
いただきたいと思つてお答えをします。この
場合商法改正作業や社債発行限度暫定措置
法との絡みが問題になると思つてお答えを
します。

○政府委員(山本幸助君) お答え申し上げます。
まず、当分の間とした理由でございますが、
これは二つございまして、第一は、この社債
特例法のもとになりまして、二百九十七条に
ついては、その規定そのものが見直される
という状況でございます。そのために社債
発行限度暫定措置法でございますが、これは
会社法に適用される暫定措置法でございます
が、これにつきましては当分の間ということ
で、現在の二百九十七条の資本金プラス準備
金の

限度までというのを二倍とすることで規定
しておりますが、これと同様の趣旨で今回の
社債特例法の改正案につきましても当分の
間とさせていただきます。

それからもう一つの理由は、現在電源の
多様化ということ、電源に対する投資が相
当大きく伸びること、それが予想されてお
りますが、それに伴って供給信頼度の向上
ということ、非電源の投資もここ当分非常
に伸びるという見通しがございます。こ
うした旺盛な投資が一巡するといふことが
考えられますので、そうした現在の旺盛な
投資の一巡、それに伴います資金需要の一
巡ということを見込みまして、当分の間と
させていただきます。

さて、その次の先生の御質問でござい
ます。今後の設備投資がその間にどう推移
していくかという点でございますが、これは
電源の多様化のための投資あるいは送配電
等の信頼性向上のための投資というものは
現在非常に旺盛でございます。その来る期
間が何年かという点については、現在の段
階ではっきりとは見通しできません。ま
た、やはりそうした投資の一巡によつて資
金需要も一巡するものといふふうに見込
んでお答えをします。

○田代富士男君 今後の電力需要の増加
に対しては、ただいまお答えいただきました
とおり、送電線の整備であるとか、ある
いは電力供給における信頼度の向上等
から多額の投資資金を要するわけであ
りますけれども、今回の改正により、社
債の発行限度枠を拡大して行つた社債
発行によるやり方、また御承知のとおり
株式による増資のやり方、または他の借
り入れによるやり方と、いろいろある
と思つてお答えをしますが、この社債
発行に傾斜を強めるようになった理由
は何であるのか、これは当然必要な
ことであると思つてお答えをしますが、
それと関連しまして、今後の投資拡大
は電気事業会社の資本費の負担の増大
につながると思つてお答えをします。

このうち、まず増資につきましては、
一つは調達コストが非常に高くなつて、
現在の状況で計算いたしますと、配当
及びそれにかかります法人税その他の
税の負担を合わせると約二〇%とい
うことになり、非常に高い。さらに
現在、電力会社はかなりの資本金
が大きい。二兆三千億といふこと
で、かなり大きいです。そういう
ことで、今後の資金調達として増資
に大幅に頼ることは非常に難
しいかろうといふふうに考
えてお答えをします。

外部資金につきましては、社債と借入金
がございまして、これはコスト的には
七割程度を占めますけれども、ま
ず借入金につきましては、そ
ういふ膨大な資金が絶えず常に借
入できるかどうか、あるいは金利
面で非常にフラクチュエー
スな問題もございまして、さら
には電力の場合にはいわゆる大口融
資規制というものが抵触すること
もございまして、一方、社債は
そうした借入金に比べて大口
ロットで調達できるという
長期安定的な資金であるとい
うことでございます。

この借入金と社債というものを
そのときどきの金融情勢に
合わせて調達するわけでは
ございません。私も今後の見
通しをいたしまして、これは
ほぼ半々程度の調達の割合
になるのではないかといふ
ふうに見てお答えをします。

○田代富士男君 今回の措置により、
一般電気事業会社の社債発行額
の増大というものは、ただ

まもお答えになりましたけれども、これは長期的安定的な資金であるという意味も今私聞いたところでございますが、そうなりますと、当然自己資本比率の低下を招くというふうになるわけでございますけれども、企業の健全な経営という観点から、その点どのようにお考えであるのか、また一般電気事業会社に認められる、何といいますが、特殊性というふうなものがあるとするならばそれは何であるのか、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本幸助君) 今後相当大幅な設備投資を続けていく、そのために必要な資金を調達するというところでございまして、その結果自己資本の比率が下がるとはなからいって御指摘でございますが、実はそのとおりでございまして、現在自己資本の比率は九電力大体平均しまして一五％弱ということでございまして、これにつきましましては今後十年たちますと一〇％強ということで、かなり低下するのではないかというふうに見込んでおります。

しかしながら、私もやはり今後電力につきましましては、電源部門あるいは非電源部門につきましてもかなりの設備投資が必要である、そのための資金調達といたしましては、増資ということに頼るのはやはり限度がございまして、ある程度こうした自己資本比率の低下を来してもやむを得ないというふうにお考えをしておりますが、ただ、経営の健全性という観点から一〇％は維持したいというふうにお考えをしております。

それから先生の御質問になりました電力事業の特殊性という点でございまして、現在電力事業は非常に他の企業に比べて固定資産の割合が高いでございます。普通の企業は大体四五％ぐらいと思ひますけれども、電力の場合には九割を超えるという非常に高い固定資産の比率を持っておりまして、こうした高い固定資産をもって設備投資を続けていかざるを得ない、そのための資金としてただいま申し上げましたような外部資金、なかんずく社債を調達するわけでございますけれども、そ

うした調達した資金を有効に投資いたしました電力事業の健全な運営を続けていく、それによって膨大な固定資産を有効に働かして、そして電力事業の経営の健全化を図るという形になるかと存じております。

○田代富士男君 次に、今後社債発行額が今お話しのとおりどんどん増大していくものと思われまますけれども、市場における消化について特に問題はないのかお伺いしたいと思いますし、また他に与える影響についてどう考えているのか、これもお聞きしたい。

それと同時に、お聞きしたいことは、社債発行枠を拡大していくことに伴ひまして、社債権者の保護についてどのように考えていらっしゃるのか、これらをお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本幸助君) 電力債につきましましては、一般の公社債と比べてその発行について特徴がございまして、六四％が個人消化であるというところでございまして、残りは金融機関でございまして、国債が大体八三％、一般事業債で八〇％が金融機関による引き受けというのに比べて、電力債というのは非常に信頼があつて人気があるということ、もう一つは、地元の有力企業というところで、地元の人々が非常に選好するというふうなことがあろうかと存じます。

そういうことで、私も現在想定いたしております社債の発行、今後十年間の電力債の発行によって公社債市場そのものが非常に混乱するあるいはそれによって他の公社債に対して影響するということはない、それほど大きな問題ではないというふうにお考えをしております、特に今後金融の自由化が進み、あるいは国際化が進みますと、金融資本市場はますます整理拡大されるというところを考へますと、この点については消化ということの問題は生じないものというふうにお考えをしております。また、社債権者の保護でございますが、これに

つきましましては電力事業の社債は一般の社債に比べてまして非常に十分な保護が図られているというふうに私も考えております。

第一は公益事業として電気事業法に基づきまして国によるいんげんな規制とか監督が行われておりまして、その経営の適正化が担保されているというところでございまして。

第二は、この電力の社債につきましましては、電気事業法の四十条という規定に基づきまして一般担保が適用されておりました、その会社の財産について先取特権が認められておりました。

第三には、社債特例法の第三条でございまして、これによりまして実際に発行する場合に、その社債が一般電気事業会社の財産状況とか償還能力等に照らして過大なものではないということを通産大臣が確認することになっておりました。こうした種々の方途によりまして電力事業の社債権者に対する保護は十分確保されているというふうにも私ども考えているわけでございまして。

○田代富士男君 莫大な設備投資の必要性は認めるわけでございましてけれども、同時にこの資金の効率的な運用という側面、これ言葉をかえて申し上げるならば、資金負担の軽減という、こういうことから言えるのではないかとと思ひますけれども、どのような対策を考へていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本幸助君) 先生御指摘のように、こうした膨大な設備投資をするわけでございまして、その設備について効率的な活用というものが非常に重要かと存じているわけでございまして。まず、供給サイドにつきましましては、電源開発に当たりまして国際的な燃料情勢の見通しを踏まえながら、各電源の経済性あるいは燃料供給の安定性、あるいは負荷追従性等の特性を踏まえた電源構成のベストミックスを達成しようというところで現在目指しているわけでございまして。具体的に申し上げますと、いわゆるベースになる電源としましては原子力発電あるいは石炭火力

発電を、そしてミドルの電源といたしましては石炭火力とLNG火力を、そしてピークに対応する電源といたしましては石油火力ということを位置づけまして、バランスのとれた電源構成を目指しているわけでございまして。

また、需要サイドについて見ますと、いわゆる負荷率といひまして、ピークとそれからポトムとの間の格差が非常に問題がございまして、これは最近冷房がだんだん普及している、あるいは産業構造が変化しているというふうなことで、年々悪化をする傾向にございまして。したがひまして、これに対しては例えば需給調整契約の拡充とか、あるいは深夜電力を利用した電気温水器の普及、あるいは蓄熱式のヒートポンプ等の導入等々、負荷平準化対策というものを今後とも積極的に進めていく必要があるというふうにお考えをしております。

○田代富士男君 通産省といたしまして、一般電気事業会社の認可に際しましては、その設備の水準をどのように考へていくのか、それと同時に需給のバランスと設備の調和についてどのように考へていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本幸助君) まず電力会社の認可された出力との関係でございまして、それはマシマムの供給可能な能力でございまして、その能力というのは、実際の設備から具体的に供給できる能力というものを想定する必要があります。と申しますのは、例えば水力発電所において、出水状況によって出力が減少することもありますし、また保安上の観点から必要な点検とか保守等によって設備を停止する必要があります。あるいはあるいは電力そのものもございまして、そうしたものを除いたものが実際にいわゆる電力としての供給できる出力ということになるわけでございまして。これにつきましましては、しかし、例えば偶発的な事故が起こるかもしれない、あるいは特に夏暑い

とか、あるいは冬寒い状況になるかもしれない。さらには景気変動によって需要がふえることもあるということでございますので、従来の経験からいたしまして、大体八%から一〇%程度のいわゆる予備率というものを見込む必要がございます。現在の電源の状況はほぼ供給予備率が一〇%でございますまして、設備規模は適正であろうかというふうに考えております。

○田代富士男君 現在は、我が国におきましては九つの電力会社の体制のもとに成っておりますわけでございますが、電力が供給されておりますけれども、設備資金需要の拡大を回避するためにも、広域的な電源開発を図るべきではないかと、私はこのように思うのでございますが、この九電力体制との絡みでどのように考えていらっしゃるのか、この点お聞きしたいと思いますし、また通産大臣は、この現在の九電力体制についてどのように評価をされているのか、また改めるべきところがあるとするならばどのような点であるのか、お考えになっておられることをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(村田敬次郎君) お答え申し上げます。我が国の電気事業は、私企業である各電力会社がそれぞれの主体性のもとで経営の効率性それから地域に密着した企業特性を発揮、そしてまた田代委員御指摘のように、広域運営によって総合効率を上げて電力の安定供給に努力をしておるところでございます。低廉かつ安定的な電力供給の課題、また国際エネルギー情勢など、電気事業を取り巻く情勢は依然として厳しいものがございますが、その解決に当たっては、各電力会社が私企業としての特性、効率をますます発揮いたしまして、できるだけ自己努力を行うという形が最も適切であると考えております。

現在の体制は、それぞれの九つの電力会社が地域の需給状況に応じた効率的経営のもとに電気の供給を行おうとするものでございまして、各地域にそれぞれ特性があり、いろいろな地域事情もござ

いますので、現在の九電力体制、まあ神繩は新たに別個の体制でございますが、この九電力体制は妥当であると思料をいたしております。

○政府委員(山本幸助君) 先生御指摘のように、広域運営は非常に重要だと考えております。現在の広域電源規模は、昭和五十年には七百万キロワットでございましたが、五十九年度では千二百万キロワット、さらに十年後には二千万キロワットということで増加する計画になっております。今後とも引き続き広域開発を推進していきたいというふうに考えております。

○田代富士男君 提案理由の説明を読ましていただきましたが、その中に、「喫緊の政策課題である民間活力による内需振興策として、一般電気事業会社に対し、今後昭和六十三年までの間に、総額一兆円程度の追加的投資を要請」と、このように書かれておりましたけれども、その具体的な内容はどういふものであるのか、もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思っております。特に、これまでに策定してきた投資計画もあるわけでございますが、それを變更して、三年間で新たに一兆円を積み増すというところは、単純な考え方か知りませんが、過剰供給とならないかという、こういう点も考えている次第でございます。

また、それと同時に、電力の供給信頼度の向上というものは、この高度情報化社会の到来に伴いまして極めて重要であることは私も理解をしておりますけれども、やはり通産省としてもこの点の取り組みというものを考えておかなければならぬ問題ではないかと思っておりますから、この点もあわせてお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(野々内隆君) 先般、十月十五日に経済対策閣僚会議が開かれまして、ここで「内需拡大に関する対策」の中で、電気事業につきましましては、六十三年度までの間に総額一兆円程度を目途に追加的な投資を実施するということが決定されましたのは、今御指摘のとおりでございます。この追加的な投資の中心は、今後国民生活の向上あるいは情報化社会の進展というふうなことを

反映をいたしまして、電力供給の質的な向上ということが社会的に非常に今求められております。そういう社会的な要求に対応をした設備投資というものを今考えているわけでございます。具体的には、送電線の多回線化というふうなことにあります。送電線の合理化、それから配電網の自動監視システムの整備あるいは配電線地中化等を中心に実施される予定でございます。これらの追加的な設備投資と申しますのは、先ほど申し上げましたように、今後の国民生活あるいは社会の情報化ということを考えまして、当然実施しなければならぬ電力の質的な向上、こういうことを目標として行うものでございまして、特に景気対策のために必要なものを過剰に行うというものではないというふうに考えております。

○田代富士男君 ただいまお答えのとおりで、送電線の合理化の一環といたしまして、電線の地中化の促進というものは、都市の美観の上からも要請されるものでありますけれども、これに対する見直しと対応をお聞かせいただきたいと思っております。特に費用負担について、これはいろいろ問題をお聞きしておりますけれども、どのように考えていらっしゃるのか、あわせてお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(山本幸助君) 電線の地中化でございますが、御指摘のように、快適な空間の確保あるいは都市災害の防止等の観点から非常に重要でございます。ただ一方、これは普通の架空線と比べますと大変建設費用が高うございまして、場所によつて異なりますけれども、五倍から三十倍ぐらいになるかということもございまして、さらには、事故が起ったときに早期の復旧がやや難しいというふうな難点もございまして、電力会社としましては、これまでもある程度地中化を行ってきておりますけれども、最近のこうした先生御指摘のような事情を配慮いたしまして、今後、従来のペースよりも一層加速するというところで、従来のペースよりも数倍の加速をいたしまして地中化を進めよう

いうことで、現在、十年間で一千キロメートル程度の地中化を行うというところで進められております。昨今の内需拡大ということもございまして、この十年間一千キロメートルという計画もできるだけこれを前倒しにしてやっていくべきだというふうに考えているわけでございます。

配電線の地中化につきましては、地域ごとの協議会で関係者の調整を行った上で、五年間の基本構想を策定して、そうした構想に従いまして計画的に進めていくということになっております。その際、地中化の費用負担につきましては、この基本構想に基づいて電気事業者が行う地中化は、電気事業者の健全な発展の観点からも支障がないので、電気事業者が費用を負担していくということになっております。さらに、建設者と協力して、今キャブシステムに従って地中化を進める方法も行われております。この場合には、単独で地中化するのに必要な費用の限度ということで、電力会社が負担をしております。

○田代富士男君 報道によりますと、この電気通信事業における自由化の促進に伴いまして、東京電力などが一般電気事業者の通信分野への参入があるようでありまして、この点についての通産省の見解をお伺いしたいと思います。なぜならば、特に電気事業者としての使命あるいは本分がおろそかになることではないだろうかという、そういう一面の心配もあるわけでございますからお尋ねをいたしますが、あわせてお答えをいただきたいと思います。

○政府委員(山本幸助君) 電力会社につきましては、その保有する設備とかあるいは通信技術というもののついて非常に高いポテンシャルを持っているわけでございます。したがって、電気通信事業分野での協力ということがございまして、その地域社会からの要請も非常に高まっておりますという現状でございます。こういう状況の中で、先般、東京電力が今後電気通信事業に出るための会社をつくるということが発表されたわけでございますが、先生御指摘の

ように、電力会社は基本的に安定的かつ低廉な電気の供給をするという本来の事業がございまして、こうした事業に支障が生じてはならないというところで、現在、一つは電力事業会社そのものがやるのではなくて、やはり子会社等を通じて間接的な取り組みをするべきであるということ、さらにはその内容につきましても、電力事業の本来事業に影響を及ぼすようなものであつてはならないということ、今後の電気通信事業への電力事業会社の取り組みについては指導してまいりたいというふうに考えております。

先般公表されました東京電力のほかにも、今後準備を整え次第他の電力会社も地域的な要請にこたえてこうした分野に出るものというふうに考えております。

○田代富士男君 今回、一般ガス事業者はその対象から除外されることになっておるわけでございしますが、当然十分な見通しの上で立つてのことであると申すけれども、今回この点がなくなるわけでございまして、一応御説明をいただきましたと思ひます。

○政府委員(山本幸助君) 一般のガス事業者の今後の資金需要を考えると、大手の一般ガス事業会社につきましては、まだ当分の間LNG関連設備投資が続くと、さらに将来の需要増に対応した投資やあるいは保安対策関連の投資等の増加が見込まれるわけでございまして、中長期的に見ましてこれを想定いたしましたも、そう大幅な資金需要ではないというところで、現在社債特例法で商法の二百九十七条の限度の二倍に認められておりますが、この社債特例法を外れまして社債特例の暫定措置法というのがございまして、これも同じく二倍でございまして、そちらの一般会社と同じペースで二倍ということに十分には賄えるというふうに考えております。

また、中小のガス事業者につきましては、これからLNGを導入するという会社も多うございしますが、その場合でも現在の暫定法による二倍というところで十分対応が可能であるというふうに考えて

ているところでございまして。

○田代富士男君 次に、円高差益の還元の問題についてお尋ねをしたいと思います。G5以降、御承知のとおり円高は着実に定着しつつあると思つておりますけれども、既に二カ月を経過した現時点で、円高差益をどのように消費者に還元するつもりであるのか、まずこれは大事なことでございまして、通産大臣からお答えいただきたいと思ひます。

それと同時に、特にけさの新聞報道によりますと、自民党の政策担当首脳の話といたしまして報道されている中身は、輸出中小企業対策費の財源に充当するために、円高差益を吸い上げる方向で検討していることとされておるわけでございまして。通産大臣は中小企業政策を担当する大臣としてこの点についてどうお考えであるのか。

また、十二時のテレビでも報道されておりました。村田通産大臣が閣議後、この急速に進む円高対策に對しまして、一時的にも二百円を突破したということ、これは考えなくちゃならない、緊急融資制度等考えているやの報道がございましたけれども、これは今日のなかでも一番大事な問題でありますし、通産大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(村田敬次郎君) お答え申し上げます。

まず、円高の問題でございしますが、基本的に、G5の会議がございましたのが先生御承知のように九月二十二日でございまして、それから二カ月余りが経過したわけでございまして、まだこの円高傾向は始まってから日が浅い、したがって電力会社の収支面に影響が及ぶまではタイムラグがある、こういう認識を持っておるわけでござい

す。ちなみに、恐らくきょうから二、三日の間に電力九社の前期の決算が発表されるわけでござい

ますが、この六十年度の中間利益は電力会社についてほぼ五十八年度、五十九年度中間利益並みの水

準、税引き後の利益は五十九年度よりもある程度減と、こういう実績と承知をしております。したがってこの段階で円高差益の問題に於いて具体策を考へるにはまだまだ早過ぎる。これはやはり少なくとも現在の円高差益が一年以上以上続く、そしてまた経済情勢その他が仮に現在のような状況であるというふうな前提でない、今の段階では通産大臣として具体的なことを申し上げるのには時期が早過ぎる。それではいつかということになります。昭和六十一年の六月ごろ、各会社の決算が発表されて具体的な新しい方針を立てるというふうな段階でそういった判断をするのが適当であろう、こういう考え方をいたしておるわけでござい

す。けさの新聞の一部に、自民党首脳が、中小企業対策の財源として電力、ガスなどの円高差益を吸い上げる方法を検討するという報道を私も見ておりますが、これについては、実は通産省としては何も連絡を受けておりません。したがって、この問題については、我々の基本的な考え方は、今申し上げましたタイムラグがあるから、この問題についての結論を出すのは来年の六月以降であるかと思つておるわけでござい

ますが、しかし、田代委員が御指摘になりましたように、円高に

よつて輸出の非常に重点的な企業あるいはそれに関連する中小企業、相当な影響を受けるという見通しが既にあるわけでござい

す。その他いろいろの対応を考へておるところでござい

ますが、緊急融資その他の中小企業に対するいろいろな国として打つべき施策についての総合的な考へ方を実は私、関係部局に命じて今検討しておるところでござい

まして、今後適時適切に対応をしたいと思います。○田代富士男君 特に年末の対策に對して全力を

入れているということでございますが、これは私の立場からも強く要請をしておきたいと思つてござい

次に、今回の法改正は去る十月十五日の内需拡大に關する対策にもその一環として盛り込まれておるところでござい

ます。この内需拡大策は波及効果を含めまして総額四兆円とされてお

四兆一千万というところでございました。今回の内需拡大策につきましては、一部公共事業の前倒しなどもございまして、電力業、ガス業について申し上げます、これは追加規模、こういうことでございまして、三年間の追加規模一兆一千万円程度、これから先一年ぐらゐのものとしては四千万円、数えて三兆一千万円の事業規模、これがGNPに対する効果まで含めまして四兆一千万円強、こういう計算をしているわけでございまして、今申し上げましたようなことを考えますと、これは五十三年の対策と匹敵するものではないか、こういうふうにご覧いただくと、

それから、黒字解消に対しては不十分ではないか、それほど大きなことにならない、こういう点でございますが、黒字を縮小し、経済摩擦を解消する、こういう目的で、政府としてはこの内需拡大策のほかに、市場アクセス改善のためのアクションプログラム、それからG5の決定以後急速に進んでおりますけれども、ドル高・円安の是正、さらにこれに加えて内需拡大策、これが日本の対策として打ち出せるところでございます。さらにこれに加えて、特に市場開放策、これは外国の商品というものが日本の国内市場で売れやすくなるような条件を整える、こういう意味を持っておりまして、こうして売れやすくなるために関税及び非関税障壁が撤廃される、あるいは関税を引き下げる、こういったような機会を外国のビジネスマンが利用していただきまして、日本に対する売り込みの努力というのをさせていただかなければいけない。

いろいろなことを申し上げましたけれども、市場開放策、それから内需の拡大策、為替レートの是正、これに加えて外国のビジネスマンの対日売り込み努力、こういったような四つぐらゐの事柄がすべて同時に満足されまして相乗効果が上がるときに、初めて黒字は目に見えて解消するだろう、こういう考え方になっていくわけでございまして、内需拡大策だけ取り出して計算をする、その

ほかの条件は変わらないという条件で計算をいたしますと、二十億ドル前後の数字が推計値として出てくる、こういうことでございまして。

そういうことで、全体の波及効果を含めても規模は小さい、特に黒字に対する改善効果というのは不十分、こういったような点については、私どもはそのように考えていないということでございます。

○田代富士男君 今お答えをいただきましたけれども、現実には今回の内需拡大につきまして、日米に最も関係のある人たちが心配した発言をしているわけなんです。これはやはり日本のことを思っていることだと思いますが、そういう立場から大河原駐米大使の発言等、これはやっぱり私は尊重しなくちゃならぬと思いますが、前駐米大使は「内需拡大策の本身は新味が薄く、即効性に欠けるのは否めない」、これは十月十六日の日経ですが、このように発言していらっしゃいますけれども、この十月十五日の決定からきょうまで大体四十日ぐらゐ経過をしておりますか。これに対してアメリカの反応というものはどのようなものか、経企庁の受けとめ方をお聞きしたい。今もお答えをいただいたお考えはありますけれども、こういうことを踏まえてもう一度いかがでござい

○政府委員(赤羽隆夫君) 大河原駐米大使の御発言は私どもも新聞で承知をしております。しかしながら、すべての方々がこういうふうな評価であるとは思いません。米国の中でも特に専門家の方々の中にはこれを評価してくださる方も多いと承知をしております。

具体的に申し上げますと、去る十四日、十五日、これは発表後ちょうど一月たった時点でございまして、OECDの経済政策委員会というのが開かれました。これにはOECD加盟の二十数カ国、我が国も当然出てまいりまして、世界経済の今後の課題、あるいは加盟各国がとっておりますいろいろな政策努力についての評価、さらには来年度の経済見通し、こういったようなことが議論された

わけでありまして。去る十四日、十五日のOECD経済政策委員会では、我が国の政策努力、これはまず市場開放から始まったわけでありますけれども、特に今回の内需拡大の努力というのが大変高く評価されまして、日本の新聞にも出ておりましたけれども、「高く称賛した」と、こういうことになっております。

夏に我が国に関する経済審査がございましたけれども、そのときには日本に対して内需拡大の努力が必要である。ぜひその方向で日本政府は努力をせよ。強い期待あるいは要求というものが出てきたわけでありますけれども、そうした努力にこたえて、日本はよくやっとな、こういう評価が表明されました。こういうことがございまして、決して一方的にこの内需拡大策に対する低い評価ばかりではない。こういうふうにご覧いただくと、

また、今回の申しすか、十月十五日の内需拡大策でありますけれども、これはその時点におきましては、我が国の財政制度の上からいまして新しい予算措置あるいは税制改正措置、こういったようなことを決められるような時期ではありませぬので、十二月末にかけましての六十一年度の予算編成の過程でさらに予算措置あるいは税制改正措置を伴う内需拡大策について検討して結論を出す。いわば内需拡大策の、お芝居に例えまして第一幕と第二幕というところでございまして、第一幕が発表された。第一幕だけを見て、これでおもしろくないお芝居だということであってはいけません、私どもも第二幕ができるだけ評価のできるように、私どもも第二幕ができるだけ評価のできるように、議論をしております。そういうことで御評価を賜りたいと思っております。

○田代富士男君 今お芝居に例えて申されましたが、日本の我々もそうですが、世界の各国の皆さんがお芝居を見て喜んでいただけるようなお芝居づくりをひとつ要請しておきます。これはまあこの程度でとどめておきますけれども、そこで、G5以降ドル高修正が進行しているの

は御承知のとおりでございます。九月下旬は二百三十円台でありました。きょうは何ほどござい

○政府委員(赤羽隆夫君) G5以降ドル高・円安の是正が進み、我が国の為替レート、円レートがG5以前の九月の二十日、たしか二百四十二円ぐらゐでございましたけれども、それから昨日は二百円、本日も午前の場の終り値が二百一円三十銭、こういうことで、四十円余り円高になったという点はただいま御指摘のとおりでございます。円高というものが経済に対していわゆるデフレ効果を持つというの御指摘のとおりでございます。しかし、物事には常に影の部分があるべきです。この円高の影の部分でデフレ効果ということになります。光の部分というのは物価が安定をする、そのことを通じて国民の実質的な購買力がふえるという効果がございます。購買力がふえたものは実質的な内需の拡大につながる、こうい

うことでありますから、円高の効果というものを光の面にも御注目をいたさなければならず、こう考えます。三井銀行のレポートについて言及をなさいたしましたけれども、どうも影の部分のみ注目をしておるのではないかと、そういったような感じがいたします。

それはともかくといたしまして、プラスの部分、マイナスの部分の差を引きまして、どちらの方が大きいのかといえれば若干デフレ効果の方が大きい、こういうことでありますし、それとともにプラスの効果及び分野と、それから影の悪影響を受ける分野というのは違っている、こういうことになりまして、その結果、この円高によりまして被害を受ける部分があるわけがございます。そうした点につきましては、特に中小企業等こうした影響を受ける分野につきましては機動的な政策運営、こういうことで対処をしていく。具体的に言いますと、先ほど通産大臣からも御答弁のありましたような措置を含めまして適切に対応していく、こういうことが必要ではないかと、経済企画庁としてもそういったような対策をまとめる上で調整の立場にありますけれども、今後努力をしていきたい、こう考えている次第でございます。

○田代富士男君 報道によりまして、自民党首脳が十一月十九日、六十一年度予算編成に向けまして公共事業の拡大を求めていく方針を強調されたようであります。特に金丸幹事長が、六十一年度の公共事業量について六十年度の予算を少しでも上回るようであれば政治にならぬ、こういう言明をされているわけでございますし、また、宮澤総務会長は、円高に伴うデフレ対策の必要性を強調されておられるわけでございますが、それに対して大蔵省は、御承知のとおりに党側のこうした姿勢に難色を示していらっしゃる、こういう現実の動きがあるわけでございますけれども、経企庁としてはどのようにお考えであるのか、お聞かせいただけますかと思っております。

○政府委員(赤羽隆夫君) 円高のデフレ効果に対してはどのように対応するのかという点でございますが、先ほども申し上げましたように、内需拡大策、これ十月に打ち出しましたのは民間活力の活用を基本とする民活中心、民活主体の対応策でございますので、十二月の終わりに決まります六十一年度予算編成の過程で、今度は予算あるいは税制改正を伴うような対策、こういうことで対応していきたい、こういうふうな基本的な考え方をしております。その際、公共事業あるいはその他住宅減税、設備投資減税等ありますけれども、私ども経済企画庁としては、金子大臣が常務申されておりますようにこれを拡充する、こういう方向で努力をしたい、こういうことでございます。

他方、大蔵省が主張されておりますように、現在財政状態が非常に悪い、財政の対応力が欠けておる、対応力の回復を図ることが必要だ、こういう事情もございまして、そこで、こうした財政事情のもとで公共事業等の事業量の拡大を図るような、そういう点につきまして相談をした上で知恵を出していきたい、こういうふうな考え方をしております。

○田代富士男君 次に、住宅建設の促進についての質問をしたいと思います。

今回の今いろいろ御答弁いただいておりますが、つまるところ民間部門の活動にうまく着火し、軌道に乗せることができるかどうかというのが一番の問題点ではないかと、私はこのように思っているわけでございますが、そこで内需拡大に關しまして具体的な問題でもちょっとお尋ねしたいと思います。建設省お見えになっておりますね。まず住宅建設の促進というものは、今回の内需拡大策における最大のポイントではないかと思っております。その主な内容は、一つは住宅金融公庫の融資限度額の引き上げの問題、二つ目には貸付枠の二万戸追加という問題ではないかと思っております。住宅減税というものが欠けておられます。なぜ肝心かなめなものが欠けたのか、その理由を明確にしたいと思いますかと思っております。

また、低減する住宅建設を盛り上げることがこのくらい措置でできるものであるかということも、非常に冷え切っておりますから心配しているところがございます。それと同時に、現時点で住宅減税につきまして検討されているならば、内容はどのように検討していらっしゃるのか、あわせてお答えをいただきたいと思っております。

○説明員(三井廣壽君) まず、今回の住宅金融公庫の特別増し貸し付けにつきまして概要を御説明させていただきます。今度の内需拡大策の一つといたしまして、「当面早急に実施する対策」の一つといたしまして特別増し貸し付けというものが提案されているわけでございます。これにつきましては、おかげさまで今臨時国会におきまして住宅金融公庫法の改正案を提案させていただきます。十五日に参議院本会議で可決成立をさせていただきます。昨日から募集開始をさせていただいております。大変早い御審議を賜りましたことを、この場をかりまして改めてお礼申し上げます。

この内容につきましては、先生も御承知だと思いますが、百五十万円から三百万円まで、住宅の種類別、それから規模に応じて財投並みの金利で貸し付けをしようというわけでございます。財投並み金利、現在は財投金利は六・八五%でございますから、百五十万円から三百万円まで割り増し貸し付けをいたしますと、民間の住宅ローン、これは七・三八%になっております、その差につきまして消費者といえますか、お借りになる方が有利になるといいますから、内需が拡大する、住宅の建設も促進するということ、私どもの見込みは二万戸というふうな想定をしておりますわけでございます。先ほどの二万戸というのはそういう趣旨でございます。そして、これは今申し上げましたように、「当面早急に実施する対策」というふうな位置づけでございます。なお住宅建設につきましまして、今後の予算編成あるいは税制改正の段におきましてさらに引き続き検討していくというふうな位置づけになっているわけでございます。

それから、住宅減税につきましての御質問は、住宅企画官の方から御答弁させていただきます。○説明員(杉谷洗大君) 私の方からは二点お答えいたします。

第一点は、さきの経済対策閣僚会議で決定されました「内需拡大に関する対策」において住宅減税が見送られている、その理由いかんということでございます。それにつきましては先ほど経済企画庁及び私どもの民間住宅課長から御答弁いたしましたように、当面早急に実施する内需拡大策につきましまして、「内需拡大に関する対策」に盛り込まれておりますが、住宅減税につきましては、今後の税制改正作業の過程の中で所要の手続を経ながら検討を進める、こういうことで内容が盛り込まれておりません。

それから第二点の、現在建設省において検討している住宅減税の内容いかんということでございます。住宅減税の内容につきましては建設省では、現在居住水準の向上とそれから内需の拡大、その二つの要請にこたえるものとしていたしまして、昭和六十一年度の税制改正におきまして大幅な住宅減税の要望を行っていただいております。

その主要なものにつきまして申し上げますと、第一でございますが、これは住宅投資の大幅な促進を図るために、新築住宅につきまして、持ち家、貸し家を問わず、毎年取得費もしくは建築費の百分を五年間繰り延べして税額控除をするという住宅投資促進税制の新たな創設を要求いたしております。

宅の取得を新たに適用対象に加えるなどの拡充の要望をいたしているところでございます。

○田代富士男君 今いろいろお答えをいただきましたが、家を持つ可能性のある二十代、三十代の若年層が、最近の傾向をいたしまして持ち家にこだわらないライフスタイルをとっておるわけですか。これは御承知のとおりだと思います。

そこで、昨年度の住宅投資に占める更新、つまり中古の増改築の率が五割を超えている、ちょっと調べましたらこういう数字が出てくるわけでございます。そこで、今も住宅減税の内容について一部お答えをいただきましたけれども、その対策を持ち家だけに限定したのではその効果は薄いのではないかと、私はこのように実感を持っております。十分な景気刺激にならないのではないかと、思いますけれども、もう一度この点をお聞かせいただきたい。

それと同時に、この住宅建設を促進するためには、根本的には農地の宅地化の促進、これは建設省じゃなくて農水省関係になるかと思ひますし、借地借家規制の見直し、これは法務省の関係になるかと思ひますけれども、こういういろいろな問題が絡んでおるわけでございます。そういう立場から宅地供給対策を推進すべきであると思ひますけれども、建設省のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(杉谷光太郎) 中古住宅に対する取り組み方でございますが、近年、中古住宅の流通がふえております。それから既存住宅の増改築もこれもまた増加する傾向にございまして、私ども住宅政策を預かる立場をいたしましては、広い意味での既存住宅の重要性というものは年々高まりつつある、このように認識している次第でございます。

こういふような観点に立ちまして、住宅税制におきましても、五十五年度に住宅取得控除制度の改善の段階におきまして既存住宅を適用対象といたしました。それからまた来年度の税制改正でございますが、親子間の住宅資金贈与制度につき

まして、その適用対象に既存住宅を追加するような要望をされているとか、そのような税制につきましても拡充の方向で努力いたしているところでございます。

また既存住宅の増改築でございますが、これにつきましましては、住宅金融公庫の住宅改良融資の措置というものを従来講じてきていたところでございます。また税制につきましても、今後その拡充につきましまして鋭意検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

○田代富士男君 私の持ち時間がもう余りございせんから、最後にまとめてちょっと質問したいと思ひます。

最初に所得税減税の問題についてお伺いしたいんですが、今回の内需拡大策は所得税減税が織り込まれておりません。それで、金子長官自身、減税を織り込むつもりがあったのに、大蔵省のガードがかたかった、このように発言されておるわけでございます。経企庁といたしまして所得税減税の必要性、その規模等についてどのようにお考えであるのか、これは経企庁にお尋ねをしたいと思ひます。また、六十一年度予算編成を進める現在その見直しはどうであるのか、これもあわせてお答えをいただきたいと思ひます。

それと、週休二日制の問題について、内需拡大策の中に五年間で一人当たり年間休暇を今より十日間ふやすというものがございましてけれども、この週休二日制の実行について、これは各方面の理解と努力がなければできないんじゃないか、具体策をお尋ねしたいと思ひますし、これは広範な論議と合意をつくる必要があるのではないかと、週休二日制に対する問題。

それからC D、御承知のとおり現金自動支払機機について、これは意外なことに景気対策の一環として、本来であるならばまだ先のことであつたけれども、今回、来年八月から実施というものを今すぐにもというふうな要請が出ております。関係者も驚いておられますけれども、C Dの毎土曜日稼働がどうして内需拡大策になるのか、こ

の点もあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

きょうの法案と絡んで内需拡大の問題を含めて質問しましたけれども、最後に今回の改正法の運用、エネルギー対策の実施に当たって通産大臣の決意をお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(赤羽隆夫君) 幾つかの点を御質問になりましたけれども、まず所得税減税についての経済企画庁の考え方という点でございますが、経企庁といたしましては、所得税につきましましては、特に中間層の人々の負担について十分配慮されなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

この所得税減税につきましまして、来年度の予算編成の過程でどうなるのか、どういふ考えで対処するのかという点でございますけれども、現在税制調査会におきまして、抜本的な税制改正を目指した税制全般にかかわる検討作業が行われるところでございます。個々の項目、アイテムにつきましましての減税といったようなことじゃなくて、抜本的な大規模なそういう所得税制の見直しということになれば、やはりそうした審議の推移を待つて結論を出すべきではないかと、こういうふうな考えでおります。

それから週休二日制の点でございますけれども、週休二日制というのは、内需拡大策の一環として打ち出されておりますけれども、内需拡大策に加えまして、先進欧米主要国並みの休日と、こういうことで、いわゆる働き過ぎの是正と、こういったような点もねらってございまして、さらには、ゆとりと活力のある経済社会の実現という面から見まして、勤労者のいろいろなゆとりのある生活、こういうことを考えた上での総合的なねらいをねらった上での週休二日制の拡大、休日の増加ということでございます。確かに休日をふやすとこういったようなことにつきましましては、労使の間の努力、特に生産性向上との関係、こういったようなことがございまして、そうした点につきましまして

労使の、あるいは労使を含めて社会全体の広い御理解が必要であると、こういうことで、政府といたしましては各方面からの協力を得つつ、御理解を得つつ、この目標の実現を図ってまいりたい、こう考えておる次第でございます。

それからC Dの点でございますけれども、C Dだけを取り上げましてそれで何ほどの内需の拡大になるのかと言われれば、仰せのとおりだと思います。このC Dの項目を含めて個人消費の喚起ということが今回の内需拡大策の一本の柱として掲げられましたのは、特に九月二十二日のG5の共同発表におきまして日本政府としては次のような形で内需の拡大をすると、いろいろな項目を挙げておりますけれども、その中で消費者金融市場の拡大措置を通じて消費増大に焦点を合わせた内需刺激努力を行うと、こういうことを共同声明の中で約束をしております。そういうことと共同のこと

で、消費者金融マーケットの拡大、それから円滑な利用と、そういう点から見てC Dの時間延長というのが役に立つのではないかと、こういうことで掲げておるわけでありまして。

内需拡大策というのは、いろいろな項目を合わせて一本と、こういうことでありまして、非常に強力な効果のあるものと、それからまあいわば潤滑的なそういう効果というところで、それ自体ではそれほど大きな効果はないけれども、やはり全体として見れば内需拡大のために必要なものと、こういうものがあるということで、本件につきましましては、後者のような潤滑的なものとして掲げている、こういうことでございまして。

私からは以上お答えを申し上げます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 政府が民間活力の活用による内需振興策として一般電気事業会社に対して追加投資を要請している、これは先ほど来お話し申し上げておるとおりでございますが、要は今回の対策によって電気の安定供給を国民全般に図っていくというのが大目的でございます。そういう趣旨に沿ってこの法改正をお願いしているところでございます。

○市川正一君 私もきょう昼休みのテレビ拝見しまして、村田通産大臣が登場しやばって、円高による中小企業の救済はやれることは何でもやる、こうおっしゃったので、非常に私頼もしく拝聴したんですが、今回の円高というのは九月のG5を受けて政府が主導的に起こしたそういういわば円高やと私は思います。

ところが、わずか二カ月前で円がドルに対して約二〇%も急騰したという異常な状況に対して、きょうの報道によりまして、日銀の澄田総裁は、現在の水準で円高が定着したとはまだ言えないと思ふ、こうおっしゃっておるんですね。竹下大蔵大臣は、一層円高基調が定着していくことを期待する、こう言明されております。そういうことになると、円高がますます進むことが予想されるんですね。大臣も御承知のように、既に産地や輸出関係の中小企業に深刻な影響が広がっております。仕事がなくなったり値引きを迫られる状態も出てきております。全国中小企業団体中央会がまとめた調査によっても、産地組合の圧倒的な部分が深刻な影響を受けることはもう明白であります。

そこで、私は昼のテレビニュースでの通産産業大臣の発言を受けて、何でもやるというその決意を示していただきたいんですが、通産は確かに出ました。しかし、その通達が出し放しじゃなしに、実効ある措置をとるという点で、私二つのことを大臣に要請したいんです。

一つは、円高に便乗した仕事の打ち切りとか単価の引き下げは、これはやらさぬという強力な行政指導をやっていただけないか。もう一つは、伝えられるところでは、通産省も検討されているようでありまして、円高で深刻な中小企業に対して低利融資、設備近代化資金の返済猶予、税制上の特別措置などを盛り込んだ、あの五十三年のときにも制定いたしました、例えば円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法でしたが、そういう緊急措置をとること、この二点を私とりあえずきょうのお昼のテレビを拝見して大臣に強く要望いたした

たいんですが、いかがでしょうか。
○政府委員(広海正光君) 急激な円高によりまして影響は、先生今御指摘のように、私どもの調査でもかなり深刻な状況に広がっているという認識でございます。

この点は、前から実は私も予想したところでございます。既に現行施策を前提としまして、先生がさっきおっしゃったような政府系中小企業金融機関あるいは信用保証協会等に通達を出したわけでございますし、それからまた下請企業対策といたしまして、この点今先生お触れになりましたけれども、親事業者が円高による影響を不値引き、買いたたき等の形で下請企業に転嫁しないよう、親事業者だとか親事業者団体等につきまして下請代金法の遵守等につき公正取引委員会と共同で通達を発したところでございます。この点は単なる通達で終わらないように、実効が上がるようにしっかりとやっていきたいと思います。

それから六十一年度対策、六十一年度予算といたしまして、国際経済上の環境変化等に対応する関係上、これを拡充、延長しまして新しい中小企業事業転換法を制定いたしました。税制、金融等の面での助成措置を拡充する、こういうことも要求しております。その実現に向けて鋭意努力する所存でございます。

しかし、これは六十一年度の施策でございますし、今の情勢を見ますと、それまで待てないという情勢もあるかということ、今後の推移を十分踏まえる必要はございますけれども、五十二年、五十三年同時に御指摘のございました立法措置を含めた総合的な対策をとっている経緯もございますので、その点につきましては今後の状況も踏まえ、必要があればその点につきましても検討を鋭意進めていきたい、こういうふうに考えております。

○國務大臣(村田敬次郎君) ただいま海産部長から具体的な問題について個々に御説明を申し上げました。九月下旬の円高開始以来、今まで数次にわたって、例えば政府系中小企業金融三機関への要請、全国信用保証協会連合会会長あての要請あるいは日本商工会議所会頭及び全国商工会連合会会長あての要請等々、数次にわたる通牒を発生しまして、円高対策をいたしました。倒産防止のための相談事業の拡充であるとかあるいは下請取引の適正化の要請等種々の施策を打っております。

きょう朝、私が記者会見で申しましたのは、こういった現存の制度の上に乗ったいろいろな対策と同時に、もう年末が目の前に来ているわけでありまして、予測も含めていろいろの問題について、輸出関連企業の大きな深刻な悩みに対応していかなくやならない、こういう気持ちできょうも実は、この委員会が終わりましてから、私、スタッフを呼んでいろいろと検討をさせる予定でございますが、諸般の具体的な措置を検討しないし実施中でございます。

○市川正一君 何でもやる大臣としてひとつ頑張ってもらいたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続いて、法案に関連して、電気事業の性格について大臣に確認をいたしたいんですが、この電気事業というのは、通産大臣の許可で地域独占を許されて開業し、大臣の認可した料金供給規程で収入を上げ、工事計画も大臣の認可を受けて進めておられます。さらに今かかっております法律では、低利の社債の発行を認めておるほか、税制上、金融上でもさまざまな優遇を受けております。これは電力事業が国民生活や国民経済に深くかかわる重要なものであるから、まさに言うならば公益事業だからとられてる措置だと私思ふんですが、いかがでしょうか。

まして、これを豊富、低廉かつ安定的に供給するというのが、これが国家的な要請であるかと思ひます。電気事業は当然この要請に応じまして事業の効率的な遂行を図るといった公益性があるというふうな判断をいたしております。

こういう観点から、私も通産省といたしましても、電気事業そのものは自主的な私企業という経営形態にゆだねて最大限の効率性というものを追求しながら、他方電力事業が当然地域独占という形態をとらざるを得ないという特性を持っておりまして、こういう特性から、料金認可というふうな需要家の利益の保護のための法律というものを電気事業法という法律で規制するというところで、公益事業に対しては必要最小限の監督規制を課しているというふうな考えをいたします。したがって、公益事業と国による監督と両方をマッチさせながらエネルギーの安定供給ということを図っていきたく、かように考えております。

○市川正一君 といたしますと、通産大臣は、電気事業の全般にわたって監督し、公益事業の名にふさわしい業務運営が行われているかどうかというところをよく見ていく責任がおりたと思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(村田敬次郎君) おっしゃるとおりだと思います。

○市川正一君 電力会社は、大臣も御承知のように、ちやうど今から十年ほど前でありまして、政治献金をしないということをみずから決めて公表いたしました。これは公益事業として政治献金をすることはよくないという考えに立脚したもので、当時世論はこれを好感を持って迎えました。ところが実際は、各電力会社ともに、個人献金の名のもとに役員を通じて自民党に多額の政治献金をしておるんです。大臣このことは御承知でしょうか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 政治献金をどの程度

しておるかということについては承知をしております。

○市川正一君 ということは、どの程度という額のこと承知していないけれども、そういう政治献金を個人がやっていることは御承知のように理解して、以下話を進めますけれども、もとも個人献金というのはい人一人の政治信条に基づいてなされるもので、当然これは自発的なものでないといかぬと思うんですが、大臣そうお思いになりませんか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 自発的に個人の資格でなされるものについては特に法律上の問題はないと思ひます。

○市川正一君 ところで私、各電力会社の役員が個人名義で自民党の政治資金団体である国民政治協会にどれくらい献金をしているのかを調べてみました。

ちよつと資料を配付することを委員長お許し願ひたいのですが……。

○委員長(下条進一郎君) どうぞ。

○市川正一君 大分手間暇がかつたんです。それで遅くなつたんですが……。

これは自治省が官報に掲載して発表したのをずっと拾つたんです。ここにそのコピーがあるんですけれども、これを見ても、自治省への報告は個人の献金者の肩書きは出ておらぬのです。例えば関西電力の、関電の社長である小林庄一郎さんですが、小林庄一郎、三十万、宝塚市ということだけしか書いてない。それでずっと調べてみたんです。そうしてそのトータルがこの一覧表なんです。これを見て、会長・社長、ずっとランタがあまりまして、みんな相場が決まっております。これは一体自発的に個人が行つた献金やというふうに大臣見やりますか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今、政治資金所管の自治省は見えていないようでございますが、この表は今見せていただいたばかりでございます。表について真偽は、私には現在判断いたしかね

ます。

○市川正一君 真偽ですか。本当かそれかという意味ですか。いやそんなあなた、ここに官報も持ってきたし、そこからずっと名前と住所と、それで出したので、うそ偽りはございませんので、それで以下信用してお話を進めてほしいんですが。

これごらんになると、各社とも年間、会長・社長クラスは三十万です。副社長クラスは二十四万です。取締役クラスが十から十二万円。これは偶然の一致とは言えぬのです。九社で、皆横で連絡取り合つて、大体この線で行くというふうなことで、いわば組織的に行われているというふうな感じが得ぬのです。しかも、ランクづけが地位が高いほど額も高い、同じ役員は九社とも横並びで皆一緒や。これは個人個人の自発的な意志で行つた献金というふうには読み取れぬのです。明らかにこれは個人献金に見せかけて、そして実際には電力会社がこういう形で、ずっと計算しますと年間二千万から二千六百万の額に上るのが出されているんです。

それで私、五年前に、一九八〇年の三月の九十一国会であります、電力料金値上げの際に、こういう不明な体質を本委員会に取り上げました。ここに会議録私持してきておりますが、その際、役員個人の献金のほかに、会社が政治家のパーティー券を購入している事実も示しました。そして、電力会社に交際費の内訳を出させるように要求をいたしました。しかし、いまだにこのことは改められておらぬのです。そして、この役員名による政治献金の金の出どころにも重大なやっばり疑義を私持ちます。

私は、通産省として、こういう電力九社の交際費が幾らであつて、そのうちパーティー券の購入など政治資金が幾らなのか、そういうことをつかんでいられるかどうか、また電気事業営業費用の中の話費という内訳をつかんでいらつしやるのかどうか、この点を私、以下の議論を進めていく上でひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(山本幸助君) 今先生の御質問の交際費等々については詳細つかんでおりません。

○市川正一君 それはやっばり、冒頭申しました、また大臣もお認めになったこの電気事業の公益性あるいは公共性、そういうものを認める限りにおいては、私は国民から負託された政治家としてやはりその身を国民の前に明らかにするようになつて、そして通産省、政府としてはそういう問題をやっばりきつちりけじめをつけておきたいことを私この機会に重ねてもう一度要請したいと思ひます。

○政府委員(山本幸助君) 先ほど長官からお答え申し上げましたけれども、電気自体は非常に重要なものである、電気事業はこれに依つてやうした電気を供給するということが公益性が高いということでございますけれども、その経営自体につきましてはできるだけ自主的な経営活動にゆだねられるというのが基本でございます、必要な範囲でこれに對して電気事業法上の規制を加えるというのが現在の私の立場でございます。

○市川正一君 そうすると、今私が申し上げたことは必要な範囲でないと申すんですか。はつきりしてくだされ。

○政府委員(山本幸助君) 先ほどの御質問になりました交際費その他について、詳細にそれをつかむということは必要ないというふうに考えております。

○市川正一君 詳細とは言わぬ。その大枠は何ぼや。

それから、ここに出したのは、大臣は真偽のほどこいうふうな言葉も使われたから、私もこれを何もそんなに世ものを出したわけやないんだから、山本さん、これ本当かそれかはつきり、あなたこれ渡すからちゃんとチェックして照合してください。それで委員長、これ委員会に私責任を持って出

した資料ですから、私は大臣とは言いません、山本さん、これが本当かそれか、あなたのところ手がぎょうさんあるのだから、また実態を知つておるのだから、すぐちゃんとこれ調べてください。

○政府委員(山本幸助君) この資料につきましては、先ほどいただいたばかりでございますので、したがって勉強させていただきます。

○市川正一君 じゃよく勉強して、その答えを次の機会に知らしてください。何も今すぐここで言えとは言いませんから。よろしいな。

○政府委員(山本幸助君) 勉強させていただきます。

○市川正一君 じゃ勉強した結果を大臣にかわつてあなたが知らしてください。よろしいな。じゃ前に進みます。

この法案について言えば、やっばり今申し上げたことと深いかわり合ひを持つてくるんですが、この電気事業というものは、先ほど大臣も、また資源エネルギー庁長官もおっしゃつたように、やっばり需要者への供給が義務づけられているわけですから、そこから一定のやっばり余力を電力供給に持つていなければならぬ、また発電所を初め巨大な設備を必要とする産業でありますから、それに相応した設備投資が必要だということもこれは理解できます。しかし、国民の立場からいいますと、それが本当に必要な設備なのかどうか、それが浪費になっていないかどうか、また安全性などに問題はないかどうか、あるいはまた大手の電機や建設業界など大企業のための市場供給の場になつてはいないかどうか、そういう多くの重大な問題に關心をやっばり国民は持つていられると思ひます。

今回の改正法案に即して言いますと、私は資源エネルギー庁、すなわち政府、通産側が極めて過大な電力需要を想定し、それをもとに電力業界の側が過大な電源開発計画を立て、過大な投資を見込んできたのではないかとこの問題を私持つておりますが、その点政府、通産の側はどういう見解を持つていらつしやるのか伺ひたい。

○政府委員(山本幸助君) 電気事業が安定的に電力を供給する、これは電力がないから供給できませんというところは許されなわけでございますので、そのために必要な設備がどの程度かという問題でございます。

まず電力事業者が持つております発電の設備量、これは全認可出力ということになりますけれども、これから例えば水力発電所の漏水によって出力が減る場合もある、あるいは保安上の点検とか保修等によってとめざるを得ないという場合もある、さらには発電所内部でもって使われる電力もありますので、そういうものを引きまして出たものが、これが供給できる能力ということでございます。

ところが、これにつきましてはやはり八ないし一〇〇の予備力が必要であるというふうに見ております。と申しますのは、そのときによって気候、例えば夏非常に暑いか冬寒いか、あるいは景気の変動等々によりましてかなり変わってまいります。そうした場合に備えまして、過去の経験から大体八ないし一〇〇程度の予備力が必要であるというふうに見込んでおりますが、現在の九電力のそういう設備能力はちょうど予備力として一〇〇でございますので、私どもとしては適正なものというふうに考えております。

○市川正一君 それでは具体的に伺うんですが、少し数字を申し述べますのでお聞き取り願いたいんですが、資源エネルギー庁の施設計画概要というのをごさいますか、これは電気事業審議会、いわゆる電事審の需給部会の年度末電源構成及び電力供給目標をにらみながら毎年出されているものですね。

前回の電気料金の値上げが実施されたのは五十五年でございますが、その四月に出されたもの、これが料金値上げに対応する計画なんですけれども、私、五十五年計画の電力需要見通しをずっと年々その後を追って対比してみますと、策定時の五十五年度はほぼ一〇〇%なんです、五十五年計画の電力需要見通しとその実績、五十六年

度をとってみると八七・八%です。それから、五十七年度が八一%です。五十八年度が八三%。五十九年度が八二%。これは御承知だと思います。そして、六十年では七八・八%、二割以上も過大に五十五年計画が見込んでいたことになるんです。

なぜこういう大きい差が出たかということになりますと、五十五年計画では、五十三年度から六十年の年平均伸び率を六・六%と見ていたわけですね。ところが、その後の計画では、この平均の伸び率を五十六年度計画では六・一%に、以下順次年度を追って申しますと、五・七%、三・七%、三・九%、そして今年度は三・四%、そういうふうになっていくわけですね。それで、つまり五十五年の需要見込みは、実績から見ても余りにも高過ぎたんです。言うならば、誤った見込みであったと私は言わせてもらいたいです。しかも重大なことは、その過大に誤った見込みに基づいて投資も過大に進めてきたんですね。

一例を挙げますと、五十五年計画で見込んでいた年度末電源構成によりますと、ここに一覽表ありますけれども、六十年末まで合計一億七千九百七十七万キロワットとされておいたのが、六十年末で見込んで一億七千四百四十四万キロワットよりも五百六十三万キロワットも大きい数字なんです。「後の雁が先になる」じゃないけれども、四年先の方が少ないんです。そういう結果になっておるんです。

私は、ここにも五十五年計画の実態がはしなくも露呈されていると思うんですが、私が結論として言いたいのは、五十五年の施設計画というのは、そういう誤った過大なものであったということ、いや、これもメンツとかそんなやなしに、結果としてそういうことであつたということを確認するを得ぬと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(山本幸助君) 施設計画をつくる際には一定の先まで見込しますけれども、これにつき

ましては、その後の事情によりまして変わってまいります。したがって、毎年これを見直してローリングをしていくというのが状況でございます。先生おっしゃった点につきましては大体そのとおりでございます。その五十五年当時に見込んだ需要の伸びはその後鈍化したしまして、その結果、設備につきましては先ほど申した一〇〇%の予備力が適正であるというのに対して一八%ぐらいになっておりました、かなり設備的には余裕ができております。五十五年についてはそういうことでございます。

○市川正一君 私は、客観的に言っているんで、別にけしからぬ、責任とれと、そんなことまで絶対に申していませんから、安心して言うてくださいます。

おっしゃったように、年々計画を見直して下方修正、ローリングなさっているわけですが、私が言いたいのは、五十五年見込みが、実績に照らしてもおっしゃったように過大であったということになります。見込みを誤ることもそれはあります、人間やから、お互いに。しかし、大事なことは、政府からそういう五十五年度の高い目標、言いかえれば過大な目標を提起したことがあつたればこそ、電力業界の設備計画というものが、設備投資というものが大手を振っていわば過大に肥大化していったという相互関係をやっぱり指摘せぬといかぬと思うんですが、その点はどうですか。

○政府委員(山本幸助君) 先ほど申し述べましたように、予備率は高くなってしまったわけでございますけれども、設備計画は毎年見直ししております。その後現実の需要に合わせた訂正をいたしております。昭和六十年を見ますと、予備率は一〇・五%ということで、ほぼ正常なレベルに復しているというところでございます。

○市川正一君 その問題はちよつと後でやらせてもらいますけれども、今どうなっているかという、五十年代の前半から投資に次ぐ投資を電力業界は進めてきた。そのために後半に入ると供給

余力が非常に大きくなって、結局設備稼働の効率的な度合いを示す負荷率というのがございまして、その負荷率が六割程度に落ちていっているんです。例えば東電を見ても、五十九年に鶴見火力が廃止されました。そのほかにも五十七年以来千葉火力、新東京火力、品川火力、これは休止している。これを改めて稼働させることになると、一カ月以上の準備期間をかけなければなりませんから、事実上廃止寸前に近い状態に陥っているんですね。まだ立派に使えぬにもかかわらず、ほかの原発やLNG火力発電の運開に伴ってスクラップ化されている。これは過大な投資に基づくまさに浪費、むだ遣いやと、こう私は言わざるを得ぬと思うんですが、どうお考えですか。

○政府委員(山本幸助君) 原子力発電あるいは石炭火力発電等々は非常に設備投資に膨大な費用を要します。そういう意味で非常に資本費が高いわけでございますけれども、一方燃料費は非常に安い、しかも安定性があるということでございます。他方、石油火力は、非常に負荷追随性も高いんですけれどもコストは高いということでございます。

したがって、先生おっしゃいました石油火力のある程度老朽なものをスクラップして、それを原子力発電あるいは石炭火力発電に切りかえた場合に、資本コストは高くなるけれども燃料費は安くなる。他方、廃止された方は、燃料費が要らないわけですから、その点については、燃料費の節約は大いに進むわけでございますけれども、そういった全体の計算というのは非常に難しゅうございまして、個々の設備ごとに一体それを廃止した方がプラスになるのか、あるいはそれを老朽ながら運転した方が全体のコストとしてプラスになるのかというのは、経営判断の問題として非常に難しい問題だと思つた。

ただ、全体的に見ますと、現在進めております原子力発電あるいは石炭火力発電を中心として燃料コストあるいはいわゆる運転コストの安い電源に切りかえていくということは、全体の日本の電

源コストを下げておられることは事実だといふに考えておられます。

○市川正一君 私もコストを無視しろとは申しません。しかし、それはやっぱりなだらかに進めるべきであつて、まだ十分に使える発電施設、これは貴重な社会的財産やと思うんです。それをどんだん見放してスクラップにして、そして原発や大規模な新鋭設備に乗りかえていく、そこに私は投資に次ぐ投資を進めている今の電力業界のいわば投資拡大本位の体質を非常に胸の痛む思いで見ているのです。だから、国民にとつては、私はそういうものが何をもちたらずのかということ、国会で私どもに究明しろということ、今度の法案の改正の機会に求めると私は思っています。

大臣も覚えていらつしやると思つたのですが、この間十五日に衆議院の商工委員会、我が党の工藤委員が、さきの五十五年四月のこの電気料金値上げの際の申請を政府の圧縮認可に基づいて修正した見積もり、これと有価証券報告書にある実績とを対比いたしました、資料をそのときお渡ししたと思つたのですが、大臣に質問をいたしました。そして、東京電力と関西電力の例を挙げ、事業収益は見積もりの九割以上を確保しているが、主要経費は東電では六割強、関電では五割強ではない、つまりこういう異常なアンバランスを生んでいる秘密は、経費を過大に見積もつて料金を高くつり上げる、その料金を通産省が認可したという関係にあるということを指摘いたしました。そのときに村田大臣は、確かに燃料費は相当の差がある、よく調査したい、こうお答えになつたのですが、調査の結果はいかがでしたでしょうか。○國務大臣(村田敬次郎君) この速記録は見ていただいております。このとおりでございます。申上げます。

○政府委員(山本幸助君) この間、工藤先生からお渡しいただいた資料につきまして勉強させていただいたわけでございますけれども、内容的に

は、公開された資料をもとに工藤先生がいろいろ工夫して、加工はされておりますけれども、そうしたものだといふことがわかりました。

この内容につきまして御説明申し上げますと、まずこれは五十五年の料金申請時に東京電力及び関西電力が出した資料でございます。そのときに通産省として当時の料金査定をしたのは五十五年分だけでございます。当時は四回的情勢、特に燃料の価格等が非常に急激に変わるというところで、一年分だけを査定しようというので、五十五年分を査定したわけでございます。五十六年からここにございまして五十九年までの分は、東京電力及び関西電力が参考資料として添付してきております。

したが、この中で通産省が東京電力及び関西電力に対してこの数値で査定したのは五十五年の分といふことでございます。そして、この五十五年につきましても、ここにございまして、燃料費はかなり下がりました。一方、減価償却等は上がつていまして、燃料費が下がつた理由はいわゆる全体の需要が下がつたために燃料費が下がつたこと、その後燃料を安い燃料に切りかえたという両方によって燃料費が下がつております。それから、減価償却費がふえておられます。これは、減価償却不足があるということ、いわゆる定額法を一部定率法に切りかえたこと、いわゆる定額法を一部定率法に切りかえたこと、減価償却費がふえておられるという状況でございます。

○市川正一君 いずれにしても、かかるべき根拠のある資料に基づいて計算をしたものであるという事は認めていただいたのですが、私はもう一度それを繰り返すのじゃないか、この機会に今触れられた減価償却費の問題を新たに提起したいのです。

五十五年の料金値上げ認可時の見積もりに比べて、この減価償却費の実績を見ますと、これもお答えしていただく時間がありませんので私の方から申上げますが、東電では約二割、関電では約一割五

分な何か何なのかは勉強なすつた結果、部長おっしゃるかも知れぬけれども、とにかく多いことは事実だといふことで話を進めますが、これは結局見積もりをはるかに超えた過大な設備投資を進めて固定資産をふやしたと、さらに今部長も申しましたが、償却方法を定額法から定率法に変えて、そして償却を促進したこと、その結果こういう異常な実績、要するに減価償却が見積もりよりもふえたといふ事態を招来しているといふふうに私は考えるわけでありまして。

これは結局政府の過大な設備投資見通しが背景にあるというのが客観的な事実だと思つたのです。そういうものの結果として、それが何をもちたらずか、私は結論として今国民がこういふ、いわば悪循環的な、電力会社は大きな膨大な設備投資が進められる、そして減価償却費が当初見積もりよりも積み増しされる、これを内部留保の資金としてさらに設備投資を拡大する、そういう雪だるま式にいわば循環しているというのが五十五年以来の私は総括だと思つたのです。

問題なのは、この減価償却費が設備投資資金に流れるというだけではない、減価償却費の増大は資本費の増大を意味し、そして結局は料金引き上げの要因になる。要するにそのツケは料金引き上げとして消費者、国民の側にかかってくるということになる。これを私はおそれるのです。ですから、今申し上げた減価償却費が見積もりよりも上回つていふ問題と関連して、私が今指摘いたしました点について御見解を承りたいと思つたのであります。

○政府委員(山本幸助君) まず、設備投資が膨大になつていふことにつきましては、先生の

おっしゃるとおりでございます。これは先ほど来申し上げましたけれども、原子力をとつてみますと、燃料費が二五%で設備費が七五%。それに対して石油火力を見ますと、これはちょうど逆でございます。燃料費が七五%、設備費が二五%となるわけでございます。それで、現在石油火力は非常にコストが高いと

いうことで、まあ原子力発電あるいは石炭火力発電に切りかえておられますが、そのためにかなり膨大な設備投資になつていふことにつきましても、先生のおっしゃるとおりだと思います。

それから定率法に切りかえたこと申しますのは、当時電力会社の内部留保が非常に減つてきたといふことで、いわゆる償却不足が表面化したといふことで、当時の電気事業者協議会の答申に基づきまして、これを定率法に一部切りかえたといふ事情にございまして。

○市川正一君 時間が過ぎましたので、私最後に大臣の御所見を承つて、また同時に私の見解も結論的に申し述べて、この論戦といひますか、質問を終わらさせていただきます。

電力業界自身も資本費の増大はコストプッシュ要因になるということをお申し立てしております。言いかえれば資本費なるもの、支払い利息と、それから減価償却費であります。その増大が料金改定を進めていく大きな口実になつていふこと、は、そういう言明自身、また今までの経緯から見れば否定できないと思つたのです。

さらに私、強調しなければならぬのは、電力業界の体質とも言うべき、これは私異常体質だと思つたのですが、極端な設備投資の拡大によって業界みずからは資産をふやし、またその設備投資の工事などの受注者の大手の独占電機あるいは大手の建設業界であります。その仕事を保証するといふ相互関係を持つ。それは減価償却の増大や、あるいは借金返済の増大となつて、結局これまた料金値上げをつくる口実に使われるといふような諸関係が、ずっと少なくともこの五十五年以来の事態を見ましてもやっぱり動いておられるわけでありま

す。私はこういう問題に対して、さしあつたつての結論的な言ひ方をいたしますと、そういう発注を受ける電源開発とか送電関係の受注上位十社の名前とその受注額とは、ぜひ公表なさるべきだといふことが一つ。それから第二は、過大な減価償却費を許さない

ためにも、定率法にやっばり定額法に戻すべきであるということを、これは今後いろいろまた皆さん方とお話をいたしますが、国民的立場からそういう五年間の総括としても、大臣に私は強く要望いたしまして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 基本論でございますので、このお答えをいたしておりますが非常に長くなるわけでございますが、私は現在の九電力体制というのは、それぞれ九電力の創意工夫を生かして、そして非常に効率的にエネルギーの安定供給をやっていく、各九電力が責任を持ちながらやっていくという体制でありまして、地域によつていろいろ事情はございますが、それぞれ効率化をしておいた公共的性格を踏まえた上の努力をしていくと思っております。

重要なことは全体としてのコストダウン、それから電力の安定供給ということでありまして、今後電源のベストミックスと適正なコスト管理に努めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○井上計君 よろしかったら五分間休憩しましょうか。

○委員長(下条進一郎君) 五分間休憩いたしました。速記をとめてください。

○委員長(下条進一郎君) 速記を起こして。

○井上計君 先ほど来同僚委員からあらゆる角度から質問が出ております。ほとんど重複するものばかりであります。最初にも今一番緊急な課題であります円高によつて深刻な事態に陥っている業者が発生しつつありますから、それらの問題等について質問をし、また要望いたしたいと思ひます。

きょうお昼、通産大臣がこの問題等についての御発言なさいました。これも承知をいたしております。また新聞報道等によりまして、中小企業庁が緊急円高対策についていろいろとお考えのこと承知をしておりますけれども、問題は、その対

策をいかに速やかに行うかどうかという、これが今一番緊急な課題だと、こう思ひます。そこで、中小企業庁にお考えになっておりますような緊急対策、これについて簡単な結構でありますから、ひとつ幾つか重点事項等についてまずお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

それらの問題の中でやっばり関連するのは財源の問題だと思ひます。大蔵省が財政上の問題等であるのと、通産省中小企業庁もなかなかお考えの進めぬであらうということも承知をしておりますけれども、先般我が党が、九項目にわたつての円高対策、特に中小企業の輸出企業に対する問題等についての通産大臣、それから中小企業庁長官、さらには大蔵大臣に申し入れをいたしましたけれども、その申し入れの中にも特に述べておきましたけれども、今回のいわば円高とい

いますか、レートは政府が政策によつて恣意的につくり出したものである。これが過去の五十二年、五十三年の円高とは実には非常に性質、内容が異なる、これが第一点ですね。

したがって、それによつて、この急激な円高によつて大きな被害をこうむる、影響をこうむる企業に対しては、やはり政治の責任としてこれはやっばり救済をする、こういう責任が当然のことながら生じておると、こう思ひますから、財源以前の問題として大蔵省は当然これについては対処すべきである、こういう申し入れ、要望、主張をいたしておきました。これらについての大臣のお考えはどうであるかということあわせて、ひとつ中小企業庁と大臣からまず冒頭お伺ひいたします。

○政府委員(広海正光君) 最近におきます急激な円高、しかもこの年末の金融繁忙期を控えているというところでございまして、中小企業庁といたしましてもこれまで各種の措置を実施してきたところでございまして、その中身につきましては、長くなりまして、また先生も御承知だと思ひますので省略いたしますが、さらに情勢の推移に応じて、円高関連

の必要な中小企業対策を実施するというところで、今鋭意検討を進めておるところでございます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今、広海計画部長からお答えを申し上げたわけでございますが、私の基本的な認識としては、円高そのものは、貿易摩擦の解消あるいは国際的ないろいろな観点から見て、基本的に望ましいことだと思ひます。

ただ、輸出関連企業で、特に中小企業が非常に苦しみに陥る可能性があると、九月以来調査を積み重ねておりました、これは何としてそれが緊急に対応をしなければならぬという認識をございまして、まず、そのために非常に資金繰りが苦しくなる、あるいは注文が少なくなるというような企業に対応して、政府系中小企業金融三機関等にも直ちに指示をしたところでありまして、具体的にしかも早くやるように、それはまず既存の制度の上に乗る。それと同時に、年末を控えてこれから特別の制度をつくるべきであればそれともちろん検討をする。広範かつ適切迅速に対応すべきである、こういう基本的な考え方でございまして、中小企業庁長官にもあるいは関係の機関にもいろいろ要請をしておるところでございます。

今後の対応は、もちろんこの具体的な内容をさらに詰めてまいる、あるいは六十一年度予算においては中小企業の予算については一歩も引かない、こういう気持ちでございます。

○井上計君 それらの、特に六十一年度の予算等での御努力をいただかなくちやなりません。しかし年末の緊急対策として特に財源措置を必要とするものが幾つかあると、こう思ふんです。もちろんその中には法改正を必要とするものもありますけれども、法改正をしなくてもできる措置というものが、また必要な措置が幾つかある、こう思ひます。

例を申し上げますと、信用保証協会に対するいはば出資等々について、これをやはり増額をしなければ、仮に信用保証の拡大がなされてもなかなか保証協会の保証が困難であるという問題があるかと、こう思ひます。

それから、低利の緊急融資を特に年末融資として枠を拡大してもらつた場合、問題はそれについて利子補給をどうするかという、また新しい財源も必要であらうと、こう思ひますし、それから現在不況業種が五十何業種ですか、不況業種指定がありますけれども、いわば輸出関連の中小企業の業種について速やかに不況業種指定をひとつしていただかなくちやいかぬと、不況業種指定をしたことによつて自動的に信用保証の拡大がなされる。

ところが、既存の不況業種はもう既に信用保証枠いっぱい借りている人があつたわけですね。だからそれについては、じゃ新しく融資枠の拡大をどうするかということ、別の問題も起きてくると思ひますし、また、既に輸出関連企業等については、枠はあるけれども担保が全くないということ、借りたくても借りられないという企業が現実には相当やっばりあると我々聞いておるわけですか、したがってそれらの対策としては、各地の信用保証協会が大体担保の掛け目、七掛けぐらいが最高のものであります。この際、それらの企業については八掛けなりあるいは八掛け半なりというふうな担保枠を見直すという速やかな通達というふうな行政指導、各地方自治体に対する行政指導もやるべきだ。

このようなことは、法改正あるいは新しい立法措置を考えなくてもできる方法でありますから、これはほとんど大蔵省の問題であらうと思ひます。けれども、特に大臣からそれらのことについて強く大蔵省にお申し入れをいただいて、そういうふうな対策を速やかに進めたいだかないと、十二月、これももう十日過ぎたら資金不足のために倒産をする企業が、発生しつつあると、こんなふうにご感じますが、これは特に強くひとつお願いをしておきます。

それからもう一つは、先ほど市川委員からも提言がありましたけれども、直接輸出ではありませんが、間接輸出といいますが、電気あるいは自動

車等々のいわば下請の部品メーカーに対して、私は既に聞いておりますけれども、かなりコストの引き下げの強い指示が親企業から来ておるといことが現実にあるようですね。これは大臣からもあるいは中小企業庁長官から、先日そのような通達をお出しいただいたようでありまして、さらさらこれにこれをいまだ一度、強いというふうな通達、指示をやっていたらいいと、こう考えます。

以上、幾つか取りまとめ提言、要望いたしたけれども、それについては中小企業庁どうお考えですか。

○政府委員(広海正光君) これから年末を控えまして、これまでいろいろな対策はとってまいりましたけれども、それにプラスいたしまして、速やかに追加的な措置を検討していかねければならないというはお説のとおりでございます。私もできるだけ早く追加的な措置を実行に移すという心構えで鋭意これから検討を進めていきたいと思っております。その際には、ただいま先生が御指摘なさいました各種の諸点を十分頭に置きましてやっていきたいと思っております。

それから下請の問題でございますが、これは御承知のように各種の通達を出しているわけでございます。親事業者、それから親事業者団体に対しては、円高による影響を不当値引きあるいは買いたたき等の形で不当に転嫁しないように、これは公正取引委員会と共同して通達を出しております。また、各都道府県に設置されております下請企業振興協会に対しまして、下請取引のあっせん強化等につきまして要請を行ったところでございます。今後、特にこうした点に留意いたしまして、下請取引の適正化等につきまして最大限の努力をしていきたいと思っております。

○井上計君 特に強くそれらの点についての指導をひとつやっていただくように繰り返してお願ひしておきます。

そこで、これ私の特に感じる点であります。円高対策と我々はこのように言い、また政府側もすべてに円高対策ということではいろいろとお

考えであります。現状はそれでいいかと思いが、今度の円高は五十二年の暮れから五十三年の円高とは全く様相を異にしておる。というのは、言えはあの当時は一過性と言っているかと思いが、すけれども、そのような円高で、また、円安と言っているかどうかわかりませんけれども、再びもとに戻って二百四十円くらいではば定着しておったような形でありまして。

ところが今度の円高は、実は二百二十円、二百三十円、二百四十円に戻ってはいけない、戻る可能性の薄い円高、言いかえると、円高であるのかどうかということ、私、実は疑問を持っています。けです。むしろこれが正常なレートだとするならば、この際、今考えていたところの対策は、またこれからそれぞれ講じていただくところの対策は、一時的な緊急避難の円高対策ではありますけれども、それがそれで終わりに終わったのでは実は何もありません。

○委員(長退席、理事前田勲男君着席) そこで、現在の輸出関連の中小企業等についての転換指導、いろいろと言われておりますけれども、現実には中小企業の輸出関連企業が何に転換するかと、転換する方法ないわけですよ、ほとんどが、内需に転換ということはありませんけれども、実際これだけ内需自体が余り振るわな、しかも市場がいっぱいである、そこへ新しく参入するなんて事実上これは不可能なんですね。という、日本の場合には貿易摩擦問題がありまして、日本全体の将来の問題としては大変な問題になるわけでありまして、そこで、二百円あるいは百九十円になるのか全くなりませんけれども、現在のところ、これは現在程度のレートが通常の円レートだと考えて、それに見合、それでもやっています。体質を特に中小企業がつくっていく、それに對する指導、施策というものが今後考えられないかと、円高円高と言っただけで、逆に今後

の問題として誤りが起きるのではないかという懸念を最近私実は改めてしておるわけですが、それは、直接影響をこう受けておる中小企業とかなりいろいろと個人的にも話をし、ざっくりばらんに話を聞きました。そうすると、二百二十円ぐらいの固定相場にせむしろという意見もあるんですね、してほしと。あるいはいずれ、一時的なものだから二百二十円、二百三十円に戻るのであるから、その間だけ何とかつなぎ資金を出してもうらえば、急場がしのげばいいんだと、こういう考えもある。これは大変やばり誤ったというか、危険な考え方だな、こういう感じがするんです。

○理事前田勲男君退席、委員(長着席) だから、やはり今度の緊急避難であります対策は、実は次のあるいは二百円前後のレートですと統いていってもやっていると、体質を改善するための、そのような指導にそのまっつながっていかねければ、逆に私はこの円高対策がかえって過ちを将来に残すおそれがあるのではないかな、こんな気がするわけですね。

だから、臨時措置法として、緊急立法としてお考えいただきたいお考えけれども、それらも円高対策、仮に緊急臨時措置法等の名称になることが果たしていいのかわかぬ、そんなふうにお考えおるんですが、いかがでありますか、ひとつお考えを。

○政府委員(広海正光君) 御指摘のように、我が国の国際経済環境に照らして考えますと、今の円高傾向というものは望ましい方向と考えられるわけでございます。現在いろいろ検討中の中小企業対策も、このような観点からしまして、むしろ円高定着を前提といたしまして体質改善や事業転換を進めようとする中小企業者を支援するということ、いろいろ検討をしております。

もちろん経営安定と申しますが、緊急避難的なつなぎ融資的なことも同時に必要だと思っておりますけれども、やはり基本としましては、体質改善や事業転換を進めようとする中小企業者を支援しようとするものでございます。したがって、こうした対策の名前につきましてもこのような趣旨を踏まえまして適切な名称を考えていく必要があるう、このように考えております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今広海部長からお答えしたとおりでございますが、私は井上委員の御意見、御見識だと思っております。まさに円高と言ひ、あるいはそれ以前はドル高と言っておったわけでございますが、これは比較的な問題でございます。果たしてこれが円高でなくて円高の適正な評価であるかどうかということ、これははだれにもわからないわけでございますし、いろんな要因によってまた変わっていくことでもあると思いが、対策としては、こういった状況が長く続くと、いう前提を考えながら、恒久的な制度として当然中小企業振興のことを考えなきゃいけないわけでありまして、井上委員の御指摘になられた点はよく頭に置きまして今後の政策を進めてまいりたいと思ひます。

○井上計君 次に移ります。先ほど来いろいろと質疑が行われておりますが、これまた重複の問題が多いので、もう時間もありませんから、至極簡単に申し上げます。今度の電力債の限度拡大の目的は、趣旨説明にもありますけれども、内需拡大のために追加投資を約一兆円考へる。さらに、今後十年間にわたって約四十六兆円の予定される設備投資に対応するために必要な法改正、これはもう理解できます。ところが、そこで私、一兆円の追加投資がそれほど期待できるような内需拡大に役立つのであろうか。さらに、したがってその相乗効果がどれぐらいあるのかということをお伺いしたいのと、今後一兆円でいっばい内需拡大の目的をかなり効果あらしめるためにこのままではいいのかわかぬ。さらに、二度にわたるあるいは三度にわたる内需拡大についての追加投資というものが必要なかどうか、必要でないのかわかぬ。まずこの二点をひとつお伺いいたします。

○政府委員(山本幸助君) まず、今回の一兆円の追加投資についての効果という点でございますが、これについての例えばマクロ経済的な効果その他に

ついでに現在計算はいたしておりません。ただ、従来電力事業が行っていました景気対策、円需対策としていわゆる前倒し発注というのをやっておりましたけれども、今回の場合には前倒し発注ではないというものが第一点でございます。今回は明らか追加投資を行っていただくというところでございます。従来は主として電源開発のための投資の前倒し発注でございましたが、今回につきましては、電源開発自体につきましては、今回は追加投資するということではなく、現在の電力需要の伸びの状況からいまして適当ではないということ、むしろいわゆる高度経済社会に即応したような信頼性向上という意味で、配電線、送電線をつくるための追加投資でございます。そういう意味で、ネットでも追加される約一兆円というものは相当程度内需拡大の効果をあらわすものというふう

に期待しているわけでございます。次に、これをもっとできないかという点でございますが、これにつきましては、やはり不要不急な投資をするというわけではございませんで、現在高度情報社会に適應するために必要な設備を追加する。これは本来必要な設備をあらかじめ、三年、五年後にやるべきかもしれない投資をこの際早めて投資をするということでございます。その際に種々検討して詰めた内容でございます。現在この段階でこれ以上さらに追加投資をするというのは無理かと存する次第でございます。

○井上計君 わかりました。そこで、私はもう一つ疑問点を申し上げたいと思っておりますが、円高差益による電力・電気料金の引き下げ等々が論議される、これはやっぱり当然であろう、こう思います。ただし、それが本当の誠意であるのかどうかということになります。やや疑問に思っておりますのは、五十三年に円高差益を国民に還元するということで電気料金が引き下げになりました。一カ月約二百七十円が半年であったと思えますけれども、当時二百七十円を引き下げて何の役に立つんだということも

私は記憶をしておるわけでありまして。前回と今回は原油価格が相当違いますから、五十三年時点では、五十三年の春では原油価格が一バレル十三ドル七二セントでありましたから、現在安くなつてはいます、二十八ドル三十、四十、五と値上がり等によつてもう少しふえるた円の急激な値上がり等によつてもう少しふえるか知りませんが、しかしそれは一時的に仮に一カ月四百円から五百円になったとしても、これが内需拡大とか長期的な電気料金の安定だとかということに対する寄与は余りない、こう思うんで、むしろ私は、広い意味での国民への円高差益還元というものは、今後の電力の長期安定化、これは料金の安定化と同時に電力供給の安定化というのにはやっぱり直接結びつくようなもの

に考えていかなくてはいかぬであろう、こんなふうにも思ふ。それからもう一つ、現在九電電力会社があります。ところが、北海道とかあるのは沖繩、四国等々比べると、東京電力あるいは関西電力の管内は電力費が安いわけですね。これはいわば四国の企業と東京の企業とはコストが違つてはいますか、そのよから、それらよりは平準化という日本経済全体のために必要ではなからうか。そういう面での重点的な長期安定化のための投資というふうなことも、たはいわばまんべんない投資じゃなくて、それが必要ではなからうかというふうにも思ひます。

それから、時間がありません、もう一つ。これはもう全くの思ひつき、私案ということになりますけれども、仮に今年度の円高差益が、一円で約一年間通じれば百二十億とか百三十億と言われておりますが、仮に百二十億とすると、四十円だとすると約五千億円近くになるとことになりまして、これ以上を料金で還元すればわずか一世帯当たり幾らで、もう終わりなんですね。先ほどこれ以上の追加投資は今考えていないということでありましたが、例えていうと、特別建設国債――

まあ、そんなことは簡単に法律でできぬと言われりやそれまでですが、いわば円高差益によつて生じたものを、自民党首脳は、その利益を吸い上げて、これを中小企業の緊急対策云々というふうな発言もあるようでありまして、これもまたそれきりで、なくなると思つておられますか。

○國務大臣(村田敏次郎君) 五十三年の電力料金改定に触れてお話しになりました。これは私は非常に参考になる比較的近い事例だと思つておられます。昭和五十一年に電力料金を二二%アップして、五十三年に今度は御指摘のように一軒につき二百七十円値下げということで七%ダウンしました。ところが、それから二年たつて昭和五十五年、今度は五〇%アップをした。非常に上げた下げたりで、これは国民サイドから見ると非常に不安定な感じを免れなかつたんじゃないかと思つておられます。こういうことからもいって、電力料金の改定というものは、円高差益の還元ということについては、よほど考へるべきであつて、したがつて、少なくともこの円高差益が一年定着して、そして客観的情勢が変動がないという前提を立ててなければ料金引き下げというように、このように我々には認識をしておりました。今井上委員がいろいろ御指摘になられたアイデアでございますが、これは私は御見識として承つておきます。今後いろいろ研究をさせていただきたいと思ひます。

また一般の方々にはプラスになるということのためにいろいろな情勢を判断してやるのが行政というものであらうと、このように考へておられます。○井上計君 大臣が私と同じようなお考えをお述べいただきました。ぜひそういうふうな方向に持っていくべきだというふうに私も考へておられます。それからもう一つ、現在大衆課税云々とよく言われます。その大衆課税の最たるものと申し上げたいと思つておられますけれども、電気税、ガス税があるわけですね。これは、既に電気税、ガス税を創設したときと全く事情が異なつておられるわけですから、現在の財政状態の中でこれまたいろいろ問題があらますけれども、当然これは撤廃してしかるべきではないかと、こういうふうには私かねがね考へておられます。

それからもう一つは、事業税について、現在一般の法人事業税は要するに所得課税になつております。ところが、電気、ガスについてののみ問題は収入課税ですから、いわば外形課税になつておる。この矛盾をどうお考えであるか。私は当然のことながら電気、ガスの事業税についても一般の法人事業税と同じように所得課税にすべきである、こういうかねがね持論を持つておられるんですが、これについてはどうお考えでしょうか。

○政府委員(野々内隆君) 御指摘のとおりでございます。まして、電気・ガス税につきましては、私ども長年何とか撤廃をしたいと努力いたしておりましたが、税率の引き下げ、あるいは課税限度の引き上げという形で対応いたしておりますが、六十一年度につきましても何とかその撤廃に努力をいたしたいと思つておられます。

それから、外形標準課税の問題でございますが、これも御指摘のとおり余り例のない、たしかほかに保険何かがあつたかと思ひますが、わずかでございますので、これも何とか通常の所得課税というふうな、特に中小企業を対象に折衝をしたいというふうな考へておられます。○井上計君 最後にもう一つ、エネルギーの長期

安定供給体制を考へるときに、どうしてもやはり必要なのは原子力発電であろうと、こう考へるわけでありませぬ。しかし、原子力発電が、いろいろの問題もありませぬけれども、依然として当初計画よりもおくれおくれ、このように聞いておられます、理解してありますけれども、現在の原子力発電の比率、状況、さらに近い将来、今後の原子力発電への転換計画等々についてひとつお聞かせをいただきたい、こう思います。

○政府委員(山本幸助君) 先生御指摘のとおり、原子力発電は、我が国の電力のベースを担う電力といたしまして非常に重要視しているわけでございます。

現在、運転中の原子力発電所の設備規模は二千三百六十三万キロワット、三十一基でございます。昭和五十九年度の発電電力量は千三百三十二億キロワットアワーでございます、全体の電力量の約二・三割を占めておられます。今後ベースを占める電源といたしまして、各社ともこれに力を入れておられます。昭和七十年には全発電設備の二・三割に相当する四千八百万キロワット、電力量につきましては三五割に匹敵する二千八百五十億キロワットアワーというのが現在電気事業審議会の需給部会において検討されている数字でございます。

○井上計君 これが適正な計画であるのかどうかというの、いろんな意見もあつた。だから、私はあえてこの七十年までの計画についてはとやかく言いませんが、今後のやはりエネルギー事情を考へますときに、幸いに今原油は安定をしておられると思ひますけれども、これまた不確定要素が非常に多いわけでありまして、だから、今度の円高と原油価格とのいわば相関性といひますか、バランスを考へないといひない。

先ほど申し上げましたけれども、五十三年時点では十三ドル七セント程度であったのが、現在二十八ドルでありまして、これはしかし一時三十七、八ドルという時代があつたわけですね。これからさらにまた、これが三十ドルあるいは三十五

ドルあるいは四十ドルにならないという保証は全くないわけで、むしろ現在より高くなるというふうな見通しがあつても、安くならない見通しはないわけですね。だから、最近エネルギー長期計画等々についての論議は薄らいでまいりましたけれども、あえてこの時期に、円高という問題を論議する時期に、さらに今後の長期エネルギー計画というものを確立をして、原子力発電比率をもつと長期的にふやしていく、そういう計画をひとつ確立することも必要ではなからうか、私はこのように考へておりますので、それらについてお答えいただければありがたいと思ひます。

○政府委員(山本幸助君) 先生御指摘のとおりだと思ひます。

先ほど申しましたように、今後の我が国の電源につきましては、原子力発電、それからそれと並びまして石炭火力発電、これを二つの柱といたしまして電源開発を進めていくというのが九電力各社の基本方針でございます。

○本平八郎君 この法案につきましては、朝から各委員から、いろいろあらゆる角度から審議いただいておりますので、もう何にも言うことございませんし、これを私賛成することになっておりますので、この法案はちよつと片づけまして、それで電力問題について二つの角度から質問したいんです。

一つは、電力料金をすつとも凍結できないだろうかという観点から、それで、またそれに関連して、電力会社の経営を自由化すべきじゃないかということなんです。

初めの方の電力料金の凍結ということにつきましては、先ほど井上委員からいろいろお話があらましたように、円高だから円高差益を還元するということが、円高だから円高差益を還元するということが、返すのはわずかに七割だ、それで、今度円安になったら五割ほど上げるといふことなんですか。

○政府委員(山本幸助君) 電力料金をできるだけ長く据え置く、電気料金の値上げをなるべく避けるといふことにつきましては、その精神としては大要私も賛意を表する次第でございます。

今までの日本の電力会社のパフォーマンスがどうだったかということでございますけれども、若干数字を挙げて申し上げます。これ二十六年に九電力になったわけでございますけれども、それから五十八年までの数字でございますが、その間に設備は十四倍、販売電力量は十六倍となつておられますけれども、従業員数は横ばいでございます。十三万人が十四万人ということになつております。また、国際比較いたしますと、一人当たりの販売電力量というのは日本が三千二百八十四キロワットアワーでございますが、これに対してアメリカも三千三百二十二と大体似ております。それに対してイギリスが千三百、フランスが千九百、ドイツが千七百、イタリアが千二百と、これは欧州よりはるかにいい。

それから、料金の上昇面でございますが、これにつきましては総務庁が出している消費者物価指数年報というのがございまして、これ一番新しいのを見ますと、電気料金と他の公共料金との上昇比較でございますけれども、それを見ますと、昭和三十年から五十九年まででございますが、消費者物価はその間に五・〇倍上がりました。それに対して水道料金が五・九倍、国鉄運賃が七・一倍、バス代が九・五倍、郵便が八・七倍、国立大学の授業料が三十六・三倍となつておられますが、その間電気代というのは二・一倍ということになっておられます。

ただ、こういうことを挙げて、これで満足だといふこととやございまして、今後とも経営努力を続けるということとございまして、それはやはり一つは電源開発についてコストダウンを図っていくということと、それから今後技術開発をさらに進めると、あるいは広域運営を進めるといふようなこととあつたこととでございます。

○本平八郎君 さすがやはり日本人だと思ひます。それはまあ電力会社の努力もあつたしね。それから、後で非難するつもりですけれども、やはり日本の官僚というのはいささかりして、うまく統制をやつてこられた結果だと思ひます。

それはそれとして、やはり電力料金を二・一倍だとおっしゃるけれども、これはもう一・〇倍の方がいいに決まつておられるので、ぜひそういう方法があるんじゃないかと思ひますので、以下私のアイディアみたいなものを申し上げます。

第九部 商工委員会議録第三号 昭和六十年十一月二十六日【参議院】

二七

まず、私、電力料金を据え置くためにはどういふことが考えられるかという、一番考えられるというの、まず競争原理を導入するということが一つあると思うんですね。それから、自主経営というか、いわゆる中曾根さんの好きな民営をどういうふうに取り入れていくかということがあると思うんですね。そういうオーソドックスのほかに、非常に、ちょっと突拍子もない意見なんですけれども、私一つ、これは電力に限らないんですけれども、今後公共料金の値上げ申請があれば、社長の辞表と一緒に上げていこうという条件をぶけたらどうかと思うんですね。これは何もその会社が悪いんじゃないで、あるいは石油ショックみたいな不可抗力なことがありまうけれども、とにかく値上げをせざるを得ないということ、普通の会社でいへばもう経営破綻なんですよ。これは値上げできるからいいけれども、普通だったから、もう物が売れなくなつて、値段を上げることができなくなつたら、これはつぶれざるを得ないわけですね。

そういうことから逆に考えますと、ここにも社長さんいらっしゃるわけですが、これは電力会社の社長さん一番いいわけですよ。いざとなつたら上げればいいわけですよ。ところが、民間会社はそうはいかないですね。そういう点から、社長に辞表を出してもらつたら、それで、社長は、今度専務あるいは常務が交代でおなりになればいい。ただし、その辞表を出された社長さんには叙勲も辞退していただくということで、私は、勲章なんて大した価値があると思わないんですけれどもね。しかし、あのクラスになると、何か勲章というの大変らしいんですね。勲章をもらえないとなれば、おれの社長の間はちょっと値上げ申請やめておけという事になって、ぐっと我慢していただくのじゃないか。(笑声)

そうしますと、私はこれは、皆さんお笑いになつておられるけれども、民間会社の社長さんというのは大変だと思つてすよね。やっぱり名譽がありますから、簡単にそういう意味の辭職というの

はできないと思つてすけれどもね。そういうアイデアというのについては、これは大臣にお聞きした方がいいかもしれないですけれども。

○國務大臣(村田敬次郎君) 電力料金の値上げは、国民サイドから見ても極めて好ましくないものでございまして、それについてできるだけ会社が値上げをしないように最大限の努力をするというの、当然でございまして。

ただ、それと叙勲等と結びつけることにつきましては、御意見として承つておきます。

○本平八郎君 本人は大変でしようけれども、国民側から見れば、社長さんの一人や二人、それは辭職されても当然だろうという感覚があると思つてすよね。ぜひその辺はお含みおきをいた

だきたいと思つてすよね。

それから、二番目の競争原理の導入ですけれどもね。今、供給責任があるからと、けさほどからやがたく何回も言つておられるわけですね、そのため地域独占させている。これは確かにそうだろうと思つてすよね。ところが、まず私考えていた時代は、やっぱり電気事業法ができた時代、もう三十年も変わつちやうつていて、その時分はやはり、山の中に電灯をつけないや

いかぬとか、普及させなさいかぬという非常に大きな社会的なニーズがあつた、使命があつたと思つてすよね。したがって、そういう独占をさせるかわりに供給責任ということできたわけですね。現在、もうほとんどそういうふうに行き渡つて、むしろこれからは効率化の時代じゃないかと思つてすよね。これは郵便局の郵便制度だとか、先ほどのいろいろなケースで、私も何回も申し上げているんですけれども、こういう公共性

と云つてものが一応段階が終つて、効率化の段階になつていまして、電力もそういうことじゃないかと思つてすよね。

けさほど福岡理事からありましたけれども、コ

ジェネレーションの問題がありますね。それで、東京ガスが自家用をやると、それを隣近所のビル

に、あるいは雑居ビルだったら、自分の会社だけじゃなくて全部に供給するとか、他に販売するところ、が今は禁止されているわけですね。

に、あるいは雑居ビルだったら、自分の会社だけじゃなくて全部に供給するとか、他に販売するところ、が今は禁止されているわけですね。

○政府委員(山本幸助君) 先生御指摘のように、競争原理を大いに導入する必要があるというふう

に考えておられます。現在、日本の場合には一社じゃなくて九社になつたわけですが、ヨーロッパでは一社、特に国営というのが多々ござ

います。それに比較しまして日本の場合には九社あるわけでございます。

特に昭和三十三年前までは、料金を決定する

場合に、いろんな原価にさらに必要な利潤を加えて、それで料金認可したわけでございます。最近

は、三十三年からは変えまして、いわゆるレートベース方式ということで、真実かつ有効な資産を

算定いたしましたして、それに八割を掛けていくという事で、あとはその八割を掛けてもらった中でどういふふうにか電力会社が自分の利益を上げるか、あるいは利息をうまく払っていくかということをやつておられます。そういう意味では、いわゆるその前の単なる積み上げに比べてはるかに競争原理が働いているということかと思つてす。

後段のコジェネレーションの問題でございまして、これは現在の段階ではガスタービンとかあるいはガスエンジンでやっておりますので、その大がかりのものはないと思つてすけれども、私どもは将来燃料電池が出た場合には、相当いよゆる分散型電源というのは大きなウエートを占めてくる可能性はある。しかし、これはやはり現在研究開発の段階でございまして、二十一世紀になるだろうと思つておられます。

現在のコジェネレーションにつきまして、先生おっしゃつたようなミニ電気供給会社みたいなものをつくつてやる構想につきましては、これはやはりクリームスキミングといひますか、いいこと取りになつてしまひまして、そうすると大都會の真ん中でちよつとやるのは非常に有利だけれども、それに対してクリームスキムされちやうた電力会社は、残りの山奥とか人口の希薄なところも全部供給するという事で、やはり社会的な存在としての電力事業を考えると、余り好ましくない姿ではないかというふうにか我々は考へてお

す。

○本平八郎君 今のクリームスキムですね、その点については、私はやはりそういうことが成立するんなら、例えば東京なら東京でそういうことが成立するんなら、東京電力もやればいいわけですね。それは東京電力はもうそれだけの技術もあれば蓄積もあるんだから、東京ガスがやる程度のことには十分に競争できると思つてす。それが一つある。

それからもう一つは、やっぱり自家発の場合に非常に弱いのは夏場だとか、つまりエマージェンシーのときに余裕持たつていられないから買電しな

い

きやいかぬですね。したがって、私は料金も自由化するべきだと思ふんです。例えば我々の家庭のように、五年とか十年とか、ほとんど永久契約するところは、あるレベルから何割引きという相当の割引をやるわけですね。一時に、ピークのときだけ買う、エマージョンシのときに買うのは割引なしということになります。

そういうふうになってくると今度はなかなかやっぱりコジェネレーターの方も簡単に参入できないということになって、それで自由競争にさせて、そして今でも多少電力の差があるんですけども、やっぱり経営努力によって差が出てきていんじやないかと思ふんです。例えば、今は北海道なんか非常に悪いんですけども、東京過密になっていすね。その企業なんかそれじゃほかへ行くとか、そういう選択もできるようにしていんじやないかという気がするわけですね。

そこで、一つの料金の認可の問題ですけれども、私非常に感じるのは、電力会社もガス会社も皆横並びで、今一割配当ですね。公益事業だから余りもうけちゃいかぬと。そういうことになってくると、やっぱり社内モラルの問題が非常に低下するんじやないかと思ふんです。自分たちが努力してもうければ、これはボーナスも余計もらえるし、ベースアップもいということがあるていんじやないか。それから株主には配当があるということがいんじやないかという気がするわけですね。

そういう点で、今のような経営だと、経営者は案かもしません、ぐあい悪くなりや値上げ申請してやればいわけですけれども、どうも社内モラルの問題がありますね。それから、先ほど従業員の数が十三万か十四万とおっしゃって、それは非常に合理化されていると思ふんです。しかし、それについては個々にいろいろ反論ありますけれども、それは別にして、やはり九大電力も今後中高年層問題というのはだんだん大きくなってくるんじやないかと思ふんです。むしろどんどんこれから減らさなさいかぬときだらうと思ふ

んですね。そういうことを考えますと、やはり経営の自由化というのは、電力会社自身ももつと自由化してくれというのを求めるんじやないか。それで、料金の認可の問題も、これは私なんか民間の感覚からいいますと、通産省が査定していただくなら幾らでもごまかしますよ、それは皆さん相当頭がいい方ばかりだけれども、それはもうこっちの方がよっぽど達者ですからね。それは先ほどのコストを上げたたりなんか幾らでもやれますよ。だからもうそういう人為的に抑えるんじやなくて、むしろ自由競争に任せていった方がいんじやないか、皆さんの方も楽じやないかと思ふんですけれどもね。

そういう点で、私はやっぱり料金もフリーにするというふうなことを、それでまあ官僚統制というか、許認可はやめていくということですね。その辺はどういうふうにお考えですか。もう一度、山本さんに。

○政府委員(山本幸助君) 料金の自由化というのは、やはり地域独占を与えるかどうかということと裏腹になっておまして、地域独占を与えておいて料金を自由にしますと、幾ら莫大な料金を取っても、もうそれしかないわけでございます。そういう意味では地域独占をとると料金が自由化しづらい。それで、アメリカは約三千社ありまして、ドイツは一千社と、非常に中小企業が多いしめておられますけれども、やはり地域独占をやっておりますのでみんな料金は認可をされている。したがって、もし完全に取っ払うのをやったら、オーバーラップして幾つかの会社があるとか、ちょうど大正時代と昭和時代にやっぱり日本に七百社ぐらいあって、みんなでかわりばんこに電力売りにくる、ああいうことになるわけでございます。そういう事業形態は余り好ましくないという事になっていすようでございます。

○木本平八郎君 いろいろ供給責任と、それからテリトリーの独占というのを裏腹だと思ふんです。まずその辺はいろいろ問題があると思ふので

一応御検討はしていただきたいということをお願しいたいんです。それで、許認可の問題ですけれども、電力会社におりました私の友達に聞いた記憶なんですけれども、あるいは聞かしてあるかもしれない。電力会社が現在縛られている許認可が五百近いといふんですね。それで、先ほどからもちょっとありましたけれども、何かプロジェクトやろうと思つた通産省の許可を得なさいかぬとか、それから何か発電所をつくらうと思つたら設計図全部許可をもらわなければいかぬとか、完成したら通産省の立入検査がないと運転できないとか、私それはもう昭和二十年代だったらそういう心配があったと思ふんです。ところが、仮に東京電力にしても関西電力にしても、すごい世界的な技術を持っている超一流の企業でしよう。もう今さら通産技官の方が行ってチェックすることもないんじやないかと思ふんです。そういうわずかなことですけれども、わずかな積み重ねが四百、五百あったらこれはやっぱり大変だと思ふんです。

その辺を、けさほど兼業の問題もありませんけれども、私兼業も相当自由化していただいていんじやないか。そうしないと、NTTとか国鉄も今度なにしすわね、あれなんかよりも、もっとも何か電力会社というのが窮屈になつちやうと思ふんです。後から来たの方がどんどんフリーになっていくと。そういうことで経営というのは、私、経営者になったことないからわからないんですけどね、そんなに兼業を自由化されても、ラーメン屋やるとかなんとか、それはそうやってる大会社もありますけど、そんなめっちゃくちゃなことをなかなかやれないと思ふんです。やれと言つたつて、やっぱり怖いんですから、失敗するのは。だから、兼業とか許認可を大幅に外していただくということはどうかという点を伺いたいんですがね。

○政府委員(山本幸助君) まず第一点の許認可の点でございますけれども、いずれにしても余計な許認可あるいは監督ないしは干渉というのは好ま

しくないということは今おっしゃるとおりでございます。この点につきましては、行革に絡みまして臨調の場でも議論されました。電力及びガスについての現在の規制は適当かどうかという問題が提起されました。結論的には、いろいろあるけれども現在でいいんではないかという結論になっております。私も、今先生おっしゃったとおりでございます。私ども、今先生おっしゃったとおりでございます。不必要なそういう行政介入しているんじやないかということにつきましては、十分今後とも検討してまいりたいと思つております。

それから兼業の問題でございますけれども、これは余り大幅なものでなければ問題ないようございすけれども、非常に大きな兼業をいたしまして、しかもそれがリスクを伴うということになりますと、せつかく電気料金で集まったお金が変わりリスク事業に流れて、なくなつちやうというふうなことがありすよとやはり問題だということ、そういう意味では、兼業についてはある程度の縛りが出るのはやむを得ないというふうには我々は考へております。

○木本平八郎君 これはもう釈迦に説法になるんですけど、経済というのは統制されればされるほど供給者の方が有利になるわけですね。これは戦時中のやみだとか今の社会主義国家なんかみんなそうすけど、そういうことになりすよと、供給者側が有利になると、今度需要者側、そっちの方が損するわけです。したがって、これだけの許認可で縛られていますと、電力会社自身も困るんだけれども、やはりコストが高くなつて、結局国民の方が、需要者の方が損するということが、ありますので、やはり原則としては許認可を外していただくということで、一度全部外したらどうなるんだというところへ戻つて、そこからこれだけは必要だというだけは残す、最小限残すという事でぜひ御検討いただきたいと思ふわけ

です。それで、やはりこういう電力なんという基礎的な料金ということになりますと、非常に国民に影

響が大きいと、それからもう一つは、やはり私はアメリカやECに比べて日本というのは非常にある意味じゃ恵まれている面もあるし、経営者として優秀な面もあるし、アメリカやECでできないことも日本ではやれるんじゃないかという気がするわけですね。そういう点からぜひこれを見直していただきたいと考えられます。最後に――まだ時間はあるんですけれども、できるだけ早く終わっていただくわけですから、それで最後に、石炭の問題があるわけですね、石炭火力の問題が、これは確かに、私はやっぱりエネルギーというのはジェネレーションいろいろ分けなさいかぬと思うんです。原子力だとか石油だとかいろいろ分けていくということはいいんですけれども、何しろ日本の石炭は非常に高いと、二倍ぐらいするわけですね。

石炭産業政策という点は、これはまたちょっと別にして、電力事業だけを考えますと、民間事業がこういう高いものを強制的に使わされるということには私非常に問題があるんじゃないかと思うんです。そのためにテリトリーの独占を与えているんじゃないか、そのために非常に経営が楽になって、やはり原則は、石炭の原料は国際価格で買えるというところが問題で、国内炭が高ければこれは石炭側に補助すべきであって、電力会社に背負わせるというのは少し乱暴じゃないかという気がするんです。

これは同じように鉄鋼もそうだと思いますね。粘結炭なんか倍も高いものをあれやっていますね。したがって、製鉄会社というのはだんだん大変ですから、ああいうものを背負わせるというのはやっぱり国際競争上も問題がある。したがって、こういうものも通産省として、これは通産省としては、電力会社に背負わせたって石炭側に背負わせたって同じだというふうにお考えかもしれませんけれども、やっぱり基本的にはそっちの方に、石炭側に移すのが至当じゃないかと思うんですが、その辺いかがでございますか。

○政府委員(野々内陸君) 日本の燃料炭、大体千二百萬トンでございますが、そのうち一千万トン電力が引き取っております。御指摘のように国内炭と輸入炭の格差というのが大体倍ぐらいになっておりまして、この分電力会社のコスト増になっておられることは事実かと思っております。現在、第八次石炭政策の検討中でございますので、その中で国内炭をどのように評価をし、どこでそういう負担をどうするかという議論をし、結論を出したいと思っておりますが、諸外国でもやはり同様の状態でございまして、英国の場合には、一般会計の中から輸入炭と国内炭の差額を支出すという形をとっております。ドイツの場合には、一般会計の一部とそれから電力が負担をするという形をとっております。各国それぞれの形で負担をいたしております。

まあ一般会計から出せるのが最も私どもの立場からいっても好ましいわけですが、この財政状態で千億を超えるお金を出すというのはなかなか難しい問題がございまして、その辺いろいろ含みながら検討していこうと思っております。

○木本平八郎君 それじゃ最後に、大臣に御所見を承って私の質問を終わりたいと思うんですが、先ほども申し上げましたように、やっぱり一番大きな問題は時代が違っているということですね。だから、この事業法自身を見直すべきときだろうとは思っています。

それと同時に、そのときに、やはり時代が変わっているんだから、電力会社の経営形態もやっぱり変わっていくべきだろうし、そういう観点から見直す必要なきにきざっているんじゃないかという気がするんですが、その辺、きょうの私の議論を踏まえて総合的に大臣の御所見を承って、私の質問を終わります。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今の日本の九電力体制、そしてまた今後の方向ということでございまして、私は九電力体制は正しいし、また本来これは自由主義経済また民主制度のもとでありますから、企業経営がそういった前提に立ってやっ

くというのはこれは国内全般の企業のことだろうと思っております。ただ、電力事業やガス事業のように、いわゆる公益事業としての性格上、国民の毎日の生活と密接な関係のあるものについては、国民の利益を守るためにある程度の規制はやむを得ないと思っております。

ただ、その規制もよく検討をして、規制を行う範囲というのをはっきりと考えて前向きに対処するべきであると思っております。今回のこの社債発行限度の拡大は、やはり内需の拡大その他国の要請等によってぜひ通していただかなきゃならない法律案だと考えておりました。今後も公益事業という電力事業のことをよく考えながら、不必要な規制はもろん排さなければいけません。国民の利益を守るという観点で対応をしていくべきだと、このように考えております。

○委員長(下条進一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(下条進一郎君) 御異議ないと認めさせていただきます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表し、たゞいま議題になりました電力等社債特例法改正案について、反対の討論を行います。理由の第一は、本法案により、電力業界の設備投資を資金面から援助することが、電力需給の緩和と電源開発等の緊急性がないにもかかわらず、政府の内需拡大政策に従って極めて浪費的な設備投資を進めることとなる点であります。政府の内需拡大政策なるものは、アメリカなどの輸入拡大要求にこたえらるとも、財界の求める景気対策で大企業に新たな利益確保の場をつくらうとするものにはかなりません。今回の法案は、この対策の一環とされている電力業界等が実施する設備投資積み増しの見返りと

して、電力業界の社債発行特例の期限を当分の間延長し、発行枠を大幅に拡大するものであります。これによって促進される電力の設備投資なるものは、例えば一基四千億円と言われる原子力発電所建設の場合、日立、東芝、三菱やGE、WHなどの日米の独占電機メーカー、鹿島、大成、清水、大林、竹中などの大手建設会社などへの集中的な発注で、金城湯池とも言われるほどの利益をもたらしているところであります。

その第二は、過大な設備投資を進めることは資本費の増大に直結し、現行の高料金を合理化する点であります。電力会社、ガス会社は、経費を過大に見積もって決められた現行の高い料金、及び今日の急激、大幅な円高や石油安による差益で巨額の利益を上げております。今こそ直ちに電気・ガス料金を値下げし、国民に還元すべきときであるにもかかわらず、政府・通産省と業界は問題の多い設備投資を拡大し、強まる世論にも背を向けているのであります。

最後に、私は、電力業界が政治献金をやるなど公益事業の名に恥じぬ運営を行うこと、電力業界の過大な設備投資計画を国民的な立場から洗い直すこと、料金を引き下げ、国民への還元を行うことを求めて、反対討論を終わります。○委員(下条進一郎君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、福岡君から発言を求められておりますので、これを許します。福岡君。

○福岡知之君 私は、ただいま可決されました一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(案)

政府は、本法施行にあたり、現下の経済情勢にかんがみ、内需拡大策として電気事業者が送配電の高度化、配電自動化、配電線地中化等の積極的な設備投資に努力するよう指導するとともに、最近の円高基調が今後相当期間にわたって定着することになった場合には、電気事業等においてかなりの円高差益の発生が予想されることにかんがみ、為替相場、需要の動向、燃料価格等の推移を見極めつつ、円高差益の国民への還元の方途につき料金問題を含め検討を進めるべきである。

右決議する。

○委員長(下条進一郎君) ただいま福岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(下条進一郎君) 多数と認めます。よって、福岡君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村田通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通商産業大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいま御決議をいただきました附帯決議については、その御趣旨を尊重して適切に対応してまいる所存でございます。

○委員長(下条進一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、市場開放行動計画に関する請願(第四七五号)(第四七六号)(第四七七号)(第四七八号)(第四七九号)(第四八〇号)

第四七五号 昭和六十年十一月十三日受理

市場開放行動計画に関する請願

請願者 栃木県佐野市石塚町二、六四一

坂本寿美子

紹介議員 小山 一平君

基準認証制度が後退することは消費者の健康と安全を損なうおそれがあるので、そのような事項は除外することが必要である。ついては、健康と安全確保が後退する市場開放行動計画にはしないようにされたい。

第四七六号 昭和六十年十一月十三日受理

市場開放行動計画に関する請願

請願者 栃木県佐野市石塚町五六八ノ二七

岩月なお子

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

第四七七号 昭和六十年十一月十三日受理

市場開放行動計画に関する請願

請願者 新潟市日の出三ノ二ノ八 岩崎 昭平

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

第四七八号 昭和六十年十一月十三日受理

市場開放行動計画に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市大庄西町三ノ一六ノ一〇 井上せつ子

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

第四七九号 昭和六十年十一月十三日受理

市場開放行動計画に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市大東町一五ノ四 井隆子

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

第四八〇号 昭和六十年十一月十三日受理

市場開放行動計画に関する請願

請願者 兵庫県姫路市書写一、〇一九名 倉忠

紹介議員 高杉 迪忠君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

昭和六十年十二月七日印刷

昭和六十年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C